

表目次

表 1	享保二年の主要交易品	(一三)
2	文政年間の場所請負状況	(一三七)
3	「開拓使管内海産税則(開拓使札幌本庁達明治十一年乙二七号)」の概要	(一三〇)
4	明治十三年当時の海産税と北海道水産税則の課税品目比較	(一三三)
5	明治十一年函館支庁管内海産税則の状況	(一四〇)
6	「大日本租税志」巻二十一にみる「海産税」等の出現状況	(一四二)
7	三県一局時代の租税体制	(一四七)
8	地租税率の推移	(一四九)
9	北海道水産税則の條文の変遷	(一五〇)
10	当初の水産物営業人組合の状況	(一六一)
11	北海道水産税則の納期納額割合	(一六四)
12	税務管理局時代の租税体制(明治三十三年四月現在)	(一六五)
13	北海道地方税の推移	(一六六)
表 14	開拓使収支統計にみる北海道の租税収入の変遷	(一六六)
15	北海道の租税収入調	(一七〇)
16	全国の租税収入	(一七三)
17	北海道関係予算対比(明治三三年度、三四年度)	(一七五)
18	北海道関係予算(明治四三年度、昭和二年度)	(一七六)
19	明治三四年の水産税の概要	(一七七)
20	大正十一年の水産税の概要	(一七八)
21	昭和二年の漁業税の概要	(一八一)
22	昭和七年の漁業税の概要	(一八三)
23	昭和十五年の漁業権税の概要	(一八四)
24	沖ノ口口銭の変遷	(一八五)
25	樺太の租税収入	(一八七)

表1 享保二年の主要交易品

当事者	品名
アイヌ	干鮭、干鯿、干鱈、串鮑、昆布、魚油、干鮫、塩引鮭
松前藩	米、こうじ、古着、糸、針、酒、木綿、鍋、碗、茶碗、鎌、まさかり、なた

表2 文政年間場所請負状況

地域	場所	運上金
東蝦夷地 (20)	<p>ヤマコシナイ シラライ シヤマニ アツケン</p> <p>アフタ ユウフツ ウラカワ ネモロ</p> <p>ウス サル トカチ クナシリ</p> <p>ニトモ ニイカツプ クスリ</p> <p>ホロベツ ミツイシ エトロフ</p>	<p>小計九千八百七拾壹兩貳分永四十八文</p> <p>内金九千七百六十壹兩二分永百文 運上金</p> <p>金百九兩二分永百九十八文 二分積金</p>

地域	場所		運上金
西蝦夷地 (44)	クトウ	フルウ (イシカリノ内) トクヒラ	小計金一万八百八十八兩一分永百七十二文 五分 内金一万二百八十兩運上金 金百二十四兩二分上乘金 金二百六十七兩三分差荷物代 金百四十一兩永百七十二文五分二 分積金
	フトロ	シヤコタン (イシカリノ内) ハツシヤフ	
	セタナイ	ヒクニ (イシカリノ内) 上サツホロ	
	スツキ	フルヒラ (イシカリノ内) 下サツボロ	
	シマコマキ	下ヨイチ (イシカリノ内) シノロ	
	スツツ	上ヨイチ (イシカリノ内) 上カハタ	
	ヲタスツ	ヲシヨロ (イシカリノ内) 下カハタ	
	イソヤ	タカシマ ヲタルナイ (イシカリノ内) 上ユウハリ	
		アツタ ハママシケ マンケ ルルモツヘ トママイ テシホ リイシリ レフンシリ	

	<p>イワナイ</p> <p>(イシカリノ内) 下ツイシカリ</p> <p>大島・小島</p> <p>ヲコシリ</p> <p>(イシカリノ内) 下ユウハリ</p> <p>ソワヤ</p> <p>(イシカリノ内) シママツプ</p> <p>シヤリ</p> <p>(イシカリノ内) ナイホウ</p>	
<p>合 計</p>	<p>東西蝦夷地六四場所(石狩十三場所を個別計上) このほか北蝦夷地運上金千六十兩</p>	<p>金二万百九十二兩永百二十五文</p>

出典・「改訂北海道総合経済史」

「達明治11年乙27号」の概要

胆振	(北西部)見	天塩	石狩	後志			国名
(7)	(4)	(4)	(3)	(9)			(郡数)
—	A <sub>4</sub>	A <sub>3</sub>	—	A <sub>9</sub>			身缺
—	A <sub>4</sub>	A <sub>3</sub>	—	A <sub>9</sub>			胴鯡
A <sub>3</sub>	A <sub>4</sub>	A <sub>3</sub>	A <sub>2</sub>	A <sub>9</sub>			鯡ノ粕
A <sub>2</sub>	A <sub>4</sub>	A <sub>3</sub>	—	A <sub>3</sub>			外割鯡
—	A <sub>4</sub>	A <sub>3</sub>	A <sub>1</sub>	A <sub>2</sub>			鯡子 <small>ハヤ</small> ノ粕 <small>ヒ</small>
A <sub>1</sub>	—	—	—	—			脊割鯡
A <sub>7</sub>	A <sub>4</sub>	A <sub>4</sub>	A <sub>3</sub>	D <sub>1</sub>	A'' <sub>1</sub>	A <sub>6</sub>	鮭
—	—	—	D <sub>2</sub>	D <sub>1</sub>			差札網同鑑
—	—	—	D <sub>2</sub>	D <sub>1</sub>			同鈎曳
D <sub>1</sub>	—	—	—	F <sub>2</sub>			同同税
—	—	—	—	—			同イ網 <small>ウ</small>
A <sub>5</sub>	A <sub>4</sub>	A <sub>3</sub>	A <sub>2</sub>	D <sub>4</sub>	B <sub>4</sub>	A <sub>1</sub>	昆布
—	—	A <sub>3</sub>	A <sub>1</sub>	—			細布 <small>ホソメ</small>
A <sub>4</sub>	—	—	—	—			布海苔 <small>フノリ</small>
A <sub>2</sub>	—	—	—	—			銀杏草
A <sub>3</sub>	C° <sub>4</sub>	C° <sub>3</sub>	B <sub>1</sub>	E <sub>1</sub>	D <sub>1</sub>	B <sub>7</sub>	煎海風 <small>いりかぜ</small>

品名

表3 「開拓使管内海産税則（開拓使札幌本庁）

（北 東部）見	釧 路	根 室	渡 島	後 志	胆 振	渡 島	十 勝	日 高
(4)			(4)	(8)	(1)	(3)	(1)	(9)
—	—	—	A <sub>4</sub>	A <sup>o</sup> <sub>2</sub> A <sub>6</sub>	—	A <sub>1</sub>	—	—
—	—	—	A <sub>4</sub>	A <sup>o</sup> <sub>2</sub> A <sub>6</sub>	—	A <sub>1</sub>	—	—
—	—	—	—	A <sub>8</sub>	A <sup>o</sup> <sub>1</sub>	A <sub>3</sub>	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
A' <sub>4</sub>	A'	A'	A <sub>4</sub>	A <sub>5</sub>	A <sub>1</sub>	A <sub>3</sub>	A <sub>1</sub>	A <sub>9</sub>
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	A <sub>1</sub>	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
A' <sub>4</sub>	A'	A'	A <sub>4</sub>	A <sub>7</sub>	A <sup>o</sup> <sub>1</sub>	A <sub>3</sub>	A <sub>1</sub>	A <sub>9</sub>
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	A <sub>1</sub>	A <sub>9</sub>
—	—	—	—	—	—	—	—	—
A' <sub>4</sub>	—	—	A <sub>4</sub>	A <sub>8</sub>	A <sub>1</sub>	A <sub>3</sub>	—	A <sub>7</sub>

胆振	（北 西）見	天塩	石狩	後志			国名
(7)	(4)	(4)	(3)	(9)			(郡数)
—	C <sup>o</sup> <sub>1</sub> A <sub>3</sub>	C <sup>o</sup> <sub>3</sub>	B <sub>1</sub>	E <sub>5</sub>	D <sub>1</sub>	B <sub>3</sub>	乾鮑 <small>あわび</small>
D <sub>1</sub>	—	—	—	—			帆立貝 <small>はたて</small>
A <sub>2</sub>	A <sub>4</sub>	A <sub>4</sub>	A <sub>2</sub>	—			鱒
A <sub>6</sub>	—	—	—	—			鱒 <small>メ</small> 粕
A <sub>2</sub>	—	—	—	—			鱒油
—	A <sub>4</sub>	—	—	—			雜魚粕
—	A <sub>3</sub>	—	—	A <sub>1</sub>			鰻粕 <small>うなぎ</small>
—	—	—	—	—			鮭粕 <small>ほっけ</small>
A <sub>1</sub>	—	—	—	—			鮭粕
—	—	—	—	A <sub>1</sub>			乾鰻
—	—	—	—	A <sub>3</sub>			乾鮭
—	A <sub>4</sub>	A <sub>3</sub>	A <sub>1</sub>	B <sup>o</sup> <sub>1</sub>	B <sub>1</sub>	A <sub>5</sub>	乾鱒
—	—	—	—	B <sub>1</sub>			鱒油
—	—	—	—	—			鱒 <small>ひらめ</small>
—	—	—	—	A <sub>3</sub>			塩鱈 <small>しほ</small>
—	A <sub>4</sub>	A <sub>3</sub>	A <sub>1</sub>	B <sup>o</sup> <sub>1</sub>	B <sub>2</sub>	A <sub>5</sub>	干鱈

品

名

(北 東部 見)	釧 路	根 室	渡 島	後 志	胆 振	渡 島	十 勝	日 高
(4)			(4)	(8)	(1)	(3)	(1)	(9)
—	—	—	A 4	A 8	—	—	—	—
—	—	—	—	A 1	—	—	—	—
—	—	—	A 4	A 1	A 1	A 4	A 1	A 6
—	—	—	A 2	—	—	A 3	A 1	A 9
—	—	—	—	—	—	—	A 1	A 9
—	—	—	A 2	A 8	—	A 3	—	A 7
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	A 5	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	A 2	A 5	—	A 3	—	—
—	—	—	A 2	A 5	—	A 3	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—



胆振	(北西部)見	天塩	石狩	後志			国名
(7)	(4)	(4)	(3)	(9)			(郡数)
—	—	—	—	A <sub>2</sub>			錫 <small>すず</small>
—	—	—	D <sub>1</sub>	—			海馬 <small>うま</small>
A <sub>1</sub>	—	A <sub>3</sub>	—	—			寄鯨
—	—	—	—	—			若布 <small>わかふ</small>
—	—	—	—	B <sub>1</sub>	B <sub>5</sub>	A <sub>1</sub>	鱈油
—	—	—	—	—			生鮭
—	—	—	—	A <sub>2</sub>			鯨 <small>くじら</small>
—	—	—	—	A <sub>1</sub>			大鱈 <small>おほま</small>
—	—	—	—	—			生鱈
—	—	—	—	—			鱈油
—	—	—	—	—			鱈粕
—	—	—	—	—			鰈 <small>かほ</small>
A° : 入稼のもの A' : 内書のもの C° : 現品比例および金額併記 B° : 現品比例と現品定額の併記 A'' : 塩引							備
本 庁							考

品 名

(北東部)見	釧路	根室	渡島	後志	胆振	渡島	十勝	日高
(4)			(4)	(8)	(1)	(3)	(1)	(9)
—	—	—	A <sub>4</sub>	A <sub>5</sub>	—	A <sub>2</sub>	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	A <sub>4</sub>	—	—	A <sub>2</sub>	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	A <sub>2</sub>	A <sub>1</sub>	A <sub>1</sub> <sup>o</sup>	A <sub>3</sub>	—	—
—	—	—	A <sub>2</sub>	—	—	—	—	—
—	A' <sub>1</sub>	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
A' <sub>1</sub>	—	A' <sub>1</sub>	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	A <sub>1</sub>	—	—	—	—
—	—	—	—	A <sub>3</sub>	—	A <sub>1</sub>	—	—
A : 現品比例 B : 現品定額 C : 金納 (代納) D : 金納 (その他) E : 鑑札あたり現品納 F : その他								
根室支庁			函館支庁			札幌		

表4 明治二十一年函館支庁管内海産税則の状況(出典：法規分類大全)

鮭				鱈						生鮭		品名		
渡島				渡島			後志		渡島	渡島	國名	郡名	旧税則	
茅部	亀田	福島	津軽	亀田	爾志	桧山	上磯	奥尻	久遠	茅部	上磯	亀田		
無税	無税	網一投ニ付 金三円		無税	無税			取獲一人一人ニ付五貫目現品納		金一円二十九銭ヨリ 金十円マテ 金納	網一投ニ付 金三円		開拓使函館支庁布達 十一年四月十九日 第三十五号	
取獲高現品一割五分	無税	取獲高現品一割五分		無税	取獲高現品二割						取獲高現品一割	—	その後の改正(本年分より適用)	
—	開拓使函館支庁布達 十一年十月二十四日 第二百四号 取獲高現品一割五分			函館支庁布達 十一年十月二十四日 第二百四号 取獲高現品二割			—						—	—

鮭		鱒						鮭							
後志		渡島		胆振	渡島			渡島							
奥尻	久遠	亀田	茅部	山越	津軽	上磯・ 福島	爾志	桧山	茅部	爾志	桧山	津軽	福島	上磯	亀田
取獲一人ニ付三十枚現品納		無税		無税			網一投ニ付 金一円ヨリ 金三円マテ		無税						
取獲高現品二割		無税		取獲高現品一割五分			取獲高現品一割五分		取獲高現品二割						
—		十一年十月二十四日 函館支庁布達第百二号 取獲高現品一割五分		—			—		—						

昆布		鮪			鯡				品名			
後志	渡島		渡島			渡島				国名		
島牧	茅部	上磯	龜田	茅部	福島	津軽	龜田	爾志	桧山	茅部	上磯	郡名
取獲人一人ニ付テ 十貫目ヨリ 二十貫目マ 納現品	取獲高ノ五分ニ付一円 二十九銭ヨリ 金二十二円五十銭マテ 金納	稼船一艘ニ付金八錢八厘三毛		無税	網一投ニ付 金三円	無税	無税				旧 税 則	
取獲高現品二割			無税	取獲高現品一割五分	無税	取獲高現品二割				開拓使函館支庁布達 十一年四月十九日 第三十五号		
—			開拓使 函館支 庁布達 二十一年十月 二十四日 第百二十四号 分	—	十一年十月二十四日 函館支庁布達第百二 号 現品二 割	—				その後の改正（本年分より適用）		

干鮑			煎海鼠										若布			
後志			後志	渡島	胆振	渡島		後志						渡島		
壽都	歌棄	磯谷	太櫓	茅部	山越	上磯	龜田	瀬棚	奥尻	久遠	島牧	磯谷	歌棄	壽都	上磯	龜田
取獲人一人ニ付 五百目ヨリ 五貫目マテ 現品納			無税		無税		取獲人一人ニ付 七百五十目ヨリ 四貫目マテ 現品納						無税			
取獲高現品二割			無税		取獲高現品二割		取獲高現品二割						取獲高現品一割			
一			十一年十月二十四日 函館支庁布達第百二号 取獲高現品二割		一		一						一			

鯛			帆立身			帆立貝	干鮑					品名	
渡島	渡島	後志	後志	渡島	後志	後志	後志					国名	
龜田	上磯	奥尻	久遠	奥尻		島久遠	奥尻	瀬棚	太櫓	奥尻	久遠	島牧	郡名
無税	無税	取獲人一人ニ付 九把ヨリ 十七把マテ 納現品	無税	無税	取獲人一人ニ付 百三十個 ヨリ千個 現品納	取獲人一人ニ付 五個 現品納	取獲人一人ニ付 五百目ヨリ 五貫目マテ 納現品					旧税則	
無税	取獲高現品二割	取獲高現品二割	無税	取獲高現品二割	取獲高現品二割	取獲高現品二割	取獲高現品二割					開拓使函館支庁布達 十一年四月十九日 第三十五号	
開拓使函館支庁布達 十一年十月七日 現品二割	—	—	開拓使函館支庁布達 十一年十月二十四日 取獲高現品二割	—	—	—	—					その後の改正（本年分より適用）	

漁 獵		鮭ノ粘		鰯ノ粘				雜魚ノ粘							
渡 島		渡 島		渡 島				渡 島							
津 輕	茅 部	上 磯	龜 田	爾 志	桧 山	上 磯	龜 田	爾 志	桧 山	上 磯	龜 田	爾 志	桧 山		
金百五十六円マテ		無 税		網一投ニ付 金一円ヨリ 金四円マテ				無 税				網一投ニ付 金五十銭			
取納セシムル故重税 スニ付此金納税則テ廢		無 税		取獲高現品一割五分				無 税				取獲高現品一割五分			
		開拓使函 支庁布達 二十一年十月 二十四日 第二百四号		—				開拓使函 支庁布達 二十一年十月 二十四日 第二百四号				—			
		取獲高 現品一 割						取獲高 現品五 分							











区分		「開拓事業報告書第5篇」(明治13年当時)海産税											北海道水産 税 則			
品名	本・支庁名	札 幌					函 館 支 庁			根 室 支 庁			税 則			
		後志	石狩	天塩	北見	胆振	日高	十勝	渡島	後志	胆振	根室		釧路	北見	千島
銀杏草		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
鱈		○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
鱒		×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×

表 6 「大日本租税志」巻二十一にみる「海産税」等の出現状況

明 治	漁 税	産 物 税	海 産 税	そ の 他	記 事 総 数
3	1	1	—	3	5
4	1	—	—	1	2
5	2	—	—	1	3
6	—	—	—	1	2
7	—	—	—	3	3
8	—	—	1	—	1
9	—	—	—	—	—
10	—	—	5	—	5
11	—	—	1	2	3
12	—	—	—	1	1
13	—	—	—	2	2
計	4	1	8	13	26

表7 三県一局時代の租税体制

管轄 (明治十六年)	県名		廃止				
	函館県	札幌県					
渡島国 〓 函館区、亀田(郡) 茅部、上磯、松前、松山、 後志国 〓 岩内(郡) 古宇、積丹、 美国、古平、余市、忍 北見国 〓 紋別(郡) 常呂、網走、 斜里	改 (明治一八、三) 〓 総務、賦課、収納、地方税、 検税の五係に改正。	正 (明治一七、九) 〓 整理、地租、水産税、 雑税、収納、地方税の 六係に改正。	初 租税課 〓 国税、出港税、地方税、 雑務の各係	函館県 明治一五、三、一六 (二五、二、八公布)	札幌県 明治一五、三、一六 (二五、二、八公布)	根室県 明治一五、四、一 (二五、二、八公布)	
	改 (明治一八、三) 〓 庶務、賦課、収納、地方税、 検税の五係に改正。	正 (明治一七、八) 〓 庶務、地租、水産税、 雑税、収納、地方税、 検税の七係に改正。	初 租税課 〓 徴税、地券の二係 各係。	廃止 明治一九、一、二六	函館県 明治一九、一、二六	札幌県 明治一九、一、二六	根室県 明治一九、一、二六
	改 (明治一七、六) 収税課 〓 国税係、地方税係、雑 務係の三係。	正 (明治一七、六) 収税課 〓 租税課当時と同じ二係。 (明治一七、八)	初 租税取扱課 および事務 機構	廃止 明治一九、一、二六	函館県 明治一九、一、二六	札幌県 明治一九、一、二六	根室県 明治一九、一、二六

<p>管轄 (明治十六年)</p>	<p>函館区</p>	<p>札幌区</p>	<p>根室区</p>
<p>県庁所在地</p>	<p>函館区</p>	<p>札幌区</p>	<p>根室区</p>
<p>租税関係(国)</p>	<p>租税局出張所(函館区)</p>	<p>租税局出張所(札幌区)</p>	<p>租税局出張所(根室区)</p>
<p>管轄 (明治十六年)</p>	<p>後志国 〓 久遠、奥尻、太櫓、瀬棚、島牧、寿都、歌棄、磯谷 胆振国 〓 山越</p>	<p>胆振国 〓 虻田、有珠、室蘭、幌別、白老、勇払、千歳 石狩国 〓 札幌区、札幌、夕張、石狩、厚田、浜益、樺戸、空知、雨竜、上川 天塩国 〓 増毛、留萌、苫前、天塩、中川、上川 十勝国 〓 十勝、中川、河東、上川、河西、当縁、広尾 日高国 〓 沙流、新冠、静内、三石、浦河、様似、幌泉 北見国 〓 宗谷、枝幸、利尻、礼文</p>	<p>根室国 〓 根室、野付、標津、目梨、花咲、国後、色丹、得撫、紗那、択捉、薬取、振別 釧路国 〓 厚岸、川上、阿寒、釧路、白糠、足寄</p>

(出典) 「国税北海道七十年のあゆみ」

表 8 地租税率の推移

(単位：%)

年 分	本州・四国・九州			北海道			備 考
	田 畑	市街宅地	郡村宅地	田 畑	市街宅地	郡村宅地	
明治 5	地価の3.0%			未 施 行			明治5年4月「開墾地収税規則」 6. 7 「地租改正條例」 (8. 2 「北海道諸産物税出港税則」) 9. 12 「北海道にも来年より地租施行(布告)」 10. 1 減租布告 10. 12 「北海道地券発行條例」 13 “海産税”を“北海道物産税”と改称 15. 2 「地租改正報告書」(松方正義), 開拓便廃止 17. 3 「地租條例」 19. 1 北海道庁成立 20. 3 「北海道水産税則」……5% (〃 「所得税法」制定) (〃 「北海道積産物出港税則」廃止) 22. 10 北海道の地租の納期, 全道統一となる 23. 9 「屯田兵土地給与規則」(～39. 4)
7							
8	地価の3.0%			未 施 行			
9							
10	地 価 の 2. 5%			地 価 の 1. 0% (開拓地等の免租多し)			
11							
12	地 価 の 2. 5%			地 価 の 1. 0% (開拓地等の免租多し)			
13							
14	地 価 の 2. 5%			地 価 の 1. 0% (開拓地等の免租多し)			
15							
16	地 価 の 2. 5%			地 価 の 1. 0% (開拓地等の免租多し)			
17							
18	地 価 の 2. 5%			地 価 の 1. 0% (開拓地等の免租多し)			
19							
20	地 価 の 2. 5%			地 価 の 1. 0% (開拓地等の免租多し)			
21							
22	地 価 の 2. 5%			地 価 の 1. 0% (開拓地等の免租多し)			
23							
24	地 価 の 2. 5%			地 価 の 1. 0% (開拓地等の免租多し)			



年 分	本州・四国・九州				北 海 道				備 考
	田	畑	市街宅地	農村宅地	田	畑	市街宅地	農村宅地	
明治25	地 価 の 2.5%				地 価 の 1.0% (開拓地等の免税多し)				24.6 「民有土地整理方」
26									
27					30.4 北海道にも税務署設置				
28						34.4 北海道水産税，地方税となる			
29					35.10 税務監督局設置				
30						35~36 沖縄の地租も内地並となる			
31					37.4 非常特別税法				
32	3.3	5.0	3.3			38.1 非常特別税法改正			
33					39.4 北海道に地租条例を全面施行 (当分の間1%)				
34						43.3 北海道の宅地に対する地租，内地並となる(法律2号)			
35					4.0				
36						1.0%			
37	4.3	8.0	6.0	4.3	3.4				
38	5.5	20.0	8.0	5.5		4.0			
39					4.0				
40						4.0			
41					4.0				
42						4.0			
43	4.7	20.0	8.0						

明治44 45		2.5		2.5		44.2 八丈島の地租、金納となる  田畑地租減税 大正4～5全道地価均斉作業
大正2 3	4.7		5.5	3.4	4.0	
4	4.5					
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
昭和2 3						
4						
5						
6						
7						昭和16.3地租法 (賃貸価格が課税標準となる) 北海道の地租の税率すべて内地並と なる

賃 貸 価 格 の 4%  
賃 貸 価 格 の 3.8%

年分	本州・四国・九州			北海道			備考
	田	畑	雑地	田	畑	雑地	
昭和8	賃	賃	賃	格	の	3.8%	備考  15.4 地租を田と田以外の二科目にわけて徴収することに改める 16.7 税務監督局は財務局となる  24.6 国税庁設置 財務局より国税局独立
9	賃	賃	賃	格	の	3.8%	
10	賃	賃	賃	格	の	2%	
11	賃	賃	賃	格	の	2%	
12	賃	賃	賃	格	の	3%	
13	賃	賃	賃	格	の	3%	
14	賃	賃	賃	格	の	3%	
15	賃	賃	賃	格	の	2%	
16	賃	賃	賃	格	の	2%	
17	賃	賃	賃	格	の	3%	
18	賃	賃	賃	格	の	3%	
19	賃	賃	賃	格	の	3%	
20	賃	賃	賃	格	の	3%	
21	賃	賃	賃	格	の	4%	
22	賃	賃	賃	格	の	4%	
23	賃	賃	賃	格	の	4%	
24	賃	賃	賃	格	の	4%	
25	昭和25年固定資産税となる						

出典：(1) 内閣記録局編 「法規分類大全」(複製版) 第38巻(明治24年刊、昭和16年復刻)  
 (2) 大蔵省主税局 「内国税の税率及び納期に関する沿革摘要——昭和24年1月調」

表9 北海道水産税則の條文の変遷

(出典：法規分類大全 元老院會議筆記)

<p>北海道 水産税法 北海道より上申 明治二十年二月 一二日上申</p>	<p>北海道 水産税則 大蔵省請議 明治二十年二月 一七日</p>	<p>北海道 水産税則 内閣及び元老院 (明治二十年三月 一八日)三月二十四 日での修正</p>	<p>北海道 水産税則 法制局明治二十年 三月二十五日 公布明治二十年三 月二十八日</p>
<p>第一條 北海道水産税ハ水産物ノ價格百分ノ五ヲ以テ定率トシ水産物採取又ハ製造營業人ヨリ其税金ヲ徴取ス</p>	<p>第二條 北海道水産物營業人組合ノ區画ハ北海道廳長官之ヲ定ム 第一條 北海道水産税ハ水産物ノ價格百分ノ五ヲ以テ一年ノ定率トシ其營業人組合ニ賦課スルモノトス</p>	<p>第一條 北海道水産物營業人ハ此税則ニ據リ水産税ヲ納ムヘシ 第二條 北海道廳長官ハ水産税ヲ徴取スル為メ水産物營業人ノ組合ヲ定ムヘシ 第三條 水産税ハ水産物營業人各組合ニ於テ採取又ハ製造シタル水産物價格百分ノ五ヲ以テ其組合ノ稅額ニ賦課スルモノトス 其組合ノ稅額ニ於テ二年ノ定率ト為シ之ヲ組合中ノ各營業人ニ配當シテ徴取スルモノトス</p>	<p>第一條 北海道水産物營業人ハ此税則ニ從ヒ水産税ヲ納ムヘシ 第二條 北海道廳長官ハ水産税ヲ徴取スル為メ水産物營業人ノ組合ヲ定ムヘシ 第三條 水産税ハ各組合水産物產出高價額百分ノ五ヲ以テ其組合一箇年ノ稅額ト為シ之ヲ各營業人ニ賦課スルモノトス</p>
<p>第二條 北海道水産税ヲ徴取スヘキ水産物ハ左ノ種類トス</p>	<p>第三條 本税則ニ於テ水産物ト云フハ左ノ種類トス</p>	<p>第四條 此税則ニ於テ水産物ト云フハ左ノ種類トス</p>	<p>第四條 此税則ニ於テ水産物トハ左ノ種類ヲ云フ 第一類</p>

<p>北海道 水産税法 明治二十年二月 一、二日 上申</p>	<p>魚粕 生鯨 乾身缺鯨 乾二ツ割鯨 鯨筋粕 生鮭 生鯺 塩鯺 生鮪 乾鱈 生鮓 塩鮓 乾鮓 乾鮑 昆布 乾河豚 煎海鼠 乾 牡蠣 細布 海馬 乾胴鯨 乾脊割鯨 乾外割 鯨 塩鮭 生鱒 塩鱒 塩 鮪 生鱈 塩鱈 生鮪 乾 鮓 塩鮓 鯧 海扇貝 乾 鮓 海扇 布海苔 若布 銀杏 草</p>
<p>北海道 水産税則 大蔵省請議 明治二十年二月 一、七日</p>	<p>魚粕 生鯨 乾身缺鯨 乾二ツ割鯨 鯨筋粕 生鮭 塩鯺 生鮪 乾鱈 生鮓 乾鮓 乾鮑 乾河豚 煎海 鼠 乾牡蠣 昆布 細布 海馬 乾胴鯨 乾脊割鯨 乾外割 鯨 塩鮭 生鱒 塩鱒 塩 鮪 生鱈 塩鱈 乾鮓 生 鮓 塩鮓 鯧 海扇貝 乾 鮓 海扇 布海苔 若布 銀杏 草</p>
<p>北海道 水産税則 内閣及び元老院 (明治二十年三月 一、八日)三月二、四 日)での修正</p>	<p>魚粕 生鯨 乾身缺鯨 乾胴 鯨 乾脊割鯨 乾外割鯨 乾 二ツ割鯨 鯨筋粕 生鮭 塩 鮓 生鱒 塩鱈 生鮓 塩鮓 生鮓 塩鮓 生鱈 塩鱈 乾 鮓 生鮓 乾鮓 乾鮑 生鮓 乾 鮓 乾鮓 乾鮓 乾鮓 乾鮓 鯧 海扇貝 乾海扇 乾牡蠣 昆布 細布 布海苔 若布 銀杏草 海馬</p>
<p>北海道 水産税則 法制局明治二十年 三月二、五日 公布明治二十年三 月二、八日</p>	<p>魚粕 生鯨 乾身缺鯨 乾胴鯨 乾脊割鯨 乾外割鯨 乾二ツ割鯨 鯨筋粕 生鮭 塩鮓 生鱒 塩鱈 生鮓 塩鮓 生鱈 塩鱈 乾鮓 生鮓 乾鮓 乾鮓 乾鮓 乾鮓 鯧 海扇貝 乾海扇 乾牡蠣 昆布 細布 布海苔 若布 銀杏草</p>

第四條 本税則ニ於テ水産物  
營業人トハ水産物ノ採取人  
又ハ水産物ヲ以テ製造品ト  
為ス者ヲ云フ

第五條 此税則ニ於テ水産物營  
業人トハ水産物ノ採取人又ハ  
水産物ヲ以テ製造品ト為ス者  
ヲ云フ

第五條 此税則ニ於テ水産物營  
業人トハ第四條第一類ノ水産  
物ヲ採取スル者又ハ原品ニ勞  
力ヲ加ヘテ第四條第二類ノ水  
産物ト為ス者ヲ云フ

第三條 水産税ハ明治十五年

ヨリ明治十七年迄三箇年間  
水産物採取高又ハ製造高ヲ  
平均シ其三箇年平均相庭ヲ  
以テ税額ヲ定ム但明治二十  
年ヨリ三箇年以上ヲ経過シ  
其平均ノ採取高又ハ製造高  
及平均相庭ノ不相当ト認ル  
トキハ之ヲ改正スルコトア  
ルヘシ

第五條 水産税ハ明治十五年

ヨリ同十七年迄三箇年間ニ  
係ル水産物採取高又ハ製造  
高ヲ平均シ其三箇年間北海  
道ニ於テ該税品拂下ヲ為シ  
タル代價ヲ平均シテ其組合  
ノ税額ヲ定ム但明治二十年  
以後三箇年以上ヲ経過シ大  
藏大臣ニ於テ全部又ハ其幾  
分ニ就キ既定ノ税額不相当  
ナリト認ムルトキハ更ニ既  
往三箇年間ノ採取又ハ製造  
高并其売買相場ヲ平均シテ  
之ヲ改正スヘシ

第六條

〔一額〕(注1)

水産税ハ明治十五年リリ同十

〔一ノ〕

七年マテ三箇年間ニ係ル水産  
物採取高又ハ製造高ヲ平均シ  
其三箇年間北海道ニ於テ該税  
品拂下ヲ為シタル代價ヲ平均

價額ヲ定ム

シテ其組合ノ税額ヲ

算出スルモノトス

定ム但明治二十年以後三箇  
年以上ヲ経過シ大藏大臣ニ於

北海道ノ

テ全部又ハ其幾分ニ就キ既

〔注2〕

價。ナ。

定ノ税額不相当アリト認ムル

トキハ更ニ既往三箇年間ノ採  
取高又ハ製造高并其売買相場  
ヲ平均シテ之ヲ改正スヘシ

第六條 水産税ハ明治十五年ヨ

リ同十七年マテ三箇年間水産  
物産出高ヲ平均シ其三箇年間  
北海道ニ於テ該税品拂下ヲ為  
シタル代價ヲ平均シテ價額ヲ  
定ム其組合ノ税額ヲ算出スル  
モノトス但明治二十年以後三  
箇年以上ヲ経過シ大藏大臣ニ  
於テ北海道ノ全部又ハ其幾分  
ニ就キ水産物既定ノ價額不相  
當ナリト認ムルトキハ更ニ既  
往三箇年間ノ産出高并其売買  
相場ヲ平均シテ之ヲ改正スヘ  
シ

<p>北海道 水産税法 北海道より上申 明治二十年二月 一、二日</p>	<p>第四條 水産物採取又ハ製造ノ營業ヲ為スモノハ水産物ノ營業組合ニ加入シ起業以前其組合収税委員ニ届出ヘシ但廢業モ亦本文ニ同シ</p>
<p>北海道 水産税則 大藏省閣議 明治二十年二月 一、七日</p>	<p>第九條 未製造ノ水産物ヲ製造品ト為ストキハ其製造品ニ就キ又無税品ニ製造スルトキハ其未製造品ニ就キテ課税スヘシ</p> <p>第六條 水産物ノ營業ヲ為サントスル者ハ水産物營業人ノ組合ニ加入スヘシ</p> <p>第七條 北海道廳長官ハ水産物營業人組合中ニ収税委員ヲ置キ其組合ニ係ル収税ノコトヲ擔理セシム</p> <p>第八條 収税委員ハ毎年水産物營業人ノ水産税賦課額ニ</p>
<p>北海道 水産税則 内閣及び元老院 (明治二十年三月 一、八日)三月二、四 日)での修正</p>	<p>〔注1 第二次修正で削除〕 〔注2 第二次修正で追加〕</p> <p>第七條 未製造ノ水産物ヲ製造品ト為ストキハ其製造品ニ就キ又無税品ニ製造スルトキハ其未製造品ニ就キ課税スヘシ</p> <p>第八條 水産物ノ營業ヲ為サントスル者ハ水産物營業人ノ組合ニ加入スヘシ</p> <p>第九條 北海道廳長官ハ水産物營業人組合中ニ収税委員ヲ置キ其組合ニ係ル収税ノ事ヲ擔理セシム但収税委員ニ関スル費用ハ其組合ノ負擔トス</p> <p>第十條 収税委員ハ水産物稅賦</p>
<p>北海道 水産税則 法制局明治二十年 三月二、五日 公布明治二十年三 月二、八日</p>	<p>第七條 第四條第一類ノ水産物ヲ以テ第二類ノ水産物ト為ストキハ第二類ノ水産物ニ就キ課税ス</p> <p>第八條 水産物營業人トナラントスル者ハ水産物營業人ノ組合ニ加入スヘシ</p> <p>第九條 北海道廳長官ハ水産物營業人各組合中ニ収税委員ヲ置キ其組合ニ係ル収税ノ事ヲ擔理セシム但収税委員ニ関スル費用ハ其組合ノ負擔トス</p> <p>第十條 収税委員ハ水産物營業人組合ヲ開キ組合ノ稅額ニ</p>

對シ各自ノ負擔スヘキ税金ヲ評決セシメ郡區長ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム但營業人ノ組合會期其他本條ニ關スル手續キハ北海道廳長官之ヲ定ム

課額ニ對シ營業人ノ組合會組合ノ稅額ニ對シヲ開キ各自ノ負擔スヘキ税金ヲ評決セシメ郡區長ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム但營業人ノ組合會期其他本條ニ關スル手續キハ北海道廳長官之ヲ定ム

第五條 收稅委員ハ郡區長ノ徵稅令書ニ從ヒ其組合水産物採取又ハ製造營業人ヨリ水産稅ヲ徵收シ戸長役場ニ納付スヘシ

第六條 收稅委員ハ其組合水産物採取又ハ製造營業人ニ水産稅不納者アルトキハ戸長ヲ經由シテ郡區長ニ届出ヘシ

第十一條 水産稅ハ營業人各自其納期ニ從ヒ其税金ヲ組合收稅委員ニ納ムヘシ  
 收稅委員ハ營業人各自ノ税金ヲ徵收シ之ヲ郡區役所ニ納ムヘシ其怠納者アリタルトキハ之ヲ郡區長ニ届出ヘシ

對シ各自ノ負擔スヘキ税金ヲ評決セシメ郡廳長ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム但營業人ノ組合會期其他本條ニ關スル手續ハ北海道廳長官之ヲ定ム

第十一條 水産物營業人ハ納期ニ從ヒ其税金ヲ組合收稅委員ニ納ムヘシ  
 收稅委員ハ各營業人ノ税金ヲ徵收シ之ヲ國庫金出納所ニ納ムヘシ  
 怠納者アリタルトキハ之ヲ郡區長ニ届出ヘシ



<p>北海道 水産税法 明治二十年二月 一、二日上申</p>	<p>第七條 郡區長ハ前條ノ届出 アルトキ其不納者ノ營業ヲ 停止シ先ツ現在スル水産物 ヲ公賣シ猶不足ナルトキハ 營業ニ使用スル水産物採取 并製造ノ器具船舶建物海産 干場ヲ公賣シテ徴収スヘシ 但公賣方ハ明治十年第七十 九條公布ニ拠ル</p> <p>第九條 第四條本文ニ違背シ タル者ハ二圓以上二十圓以 下ノ罰金ニ處シ採取又ハ製 造シタル水産物ハ之ヲ没収 ス既ニ売却キタルモノハ其 代價ヲ追徴ス</p> <p>第十條 此税法ヲ犯シ罰金ニ 處スル者ハ刑法ノ不諭罪及 ヒ減輕加重敬罪發免ノ例ヲ 用ヒス</p>
<p>北海道 水産稅則 明治二十年二月 一七日</p>	<p>第十一條 水産稅ヲ怠納スル 者ハ其營業ヲ停止シ先ツ其 現在スル水産物ヲ公賣シ仍 ホ營業ニ使用スル器具船舶 建物及海産乾場ヲ公賣スル コトヲ得但公賣ニ関シテハ 明治十年第七十九号布告ヲ 適用ス</p> <p>第十二條 第八條ノ組合ニ加 入セスシテ水産物ノ營業ヲ 為シタル者ハ二圓以上二十 圓以下ノ罰金ニ處シ其水産 物ヲ没収ス既ニ売却キタル 者ハ其代價ヲ追徴ス</p> <p>第十三條 此稅則ヲ犯シタル 者ハ刑法ノ不諭罪及減輕再 犯加重數罪俱發ノ例ヲ用ヒ ス</p>
<p>北海道 水産稅則 内閣及び元老院 (明治二十年三月 一八日)三月二十四 日)での修正</p>	<p>第十二條 郡區長ハ前條ノ届出アルトキハ其意納者ノ營業ヲ停止シ先ツ其水産物ヲ公賣シ仍ホ營業ニ使用スル器具、船舶、建物及海産乾場ヲ公賣スルコトヲ得但公賣ニ関シテハ明治十年第七十九号布告ヲ適用ス</p> <p>第十三條 第八條ノ組合ニ加入セスシテ水産物ノ營業ヲ為シタル者ハ貳圓以上貳拾圓以下ノ罰金ニ處シ其水産物ヲ没収ス既ニ売却キタルモノハ其代價ヲ追徴ス</p> <p>第十四條 此稅則ヲ犯シタル者ハ刑法ノ不諭罪及減輕再犯加重數罪俱發ノ例ヲ用ヒス</p>
<p>北海道 水産稅則 法制局明治二十年 三月二十五日 公布明治二十年三 月二十八日</p>	<p>第十二條 郡區長ハ前條ノ届出アルトキハ其意納者ノ營業ヲ停止シ先ツ其水産物ヲ公賣シ仍ホ營業ニ使用スル器具、船舶、建物及海産乾場ヲ公賣スルコトヲ得但公賣ニ関シテハ明治十年第七十九号布告ヲ適用ス</p> <p>第十三條 第八條ノ組合ニ加入セスシテ水産物ノ營業ヲ為シタル者ハ貳圓以上貳拾圓以下ノ罰金ニ處シ其水産物ヲ没収ス既ニ売却キタルモノハ其代價ヲ追徴ス</p> <p>第十四條 此稅則ヲ犯シタル者ハ刑法ノ不諭罪及減輕再犯加重數罪俱發ノ例ヲ用ヒス</p>

第八條 水産税ノ納期及ヒ此  
税法施行ニ関スル細則ハ大  
藏大臣之ヲ定ム

附則

第十一條 水産物採取高又ハ  
製造高分明ナラスシテ第三  
條ニ據リ難キモノハ当分現  
収獲高又ハ製造高ニ依リ明  
治十五年ヨリ明治十七年迄  
三箇年平均相庭ヲ以テ税額  
ヲ定ム

第十條 水産物ノ納期及本税  
則施行ニ関スル細則ハ大藏  
大臣之ヲ定ム

附則

第十四條 従前現品定税ヲ徵  
收シ又ハ現品税ヲ徵收セス  
若クハ無税ニシテ明治十五  
年ヨリ同十七年迄其採取高  
又ハ製造高分明ナラス税額  
ヲ組合ニ賦課シ難キモノハ  
当分營業者各自ノ現採取又  
ハ現製造高ニ依リ税金ヲ徵  
收スヘシ但組合二十年以後  
三箇年ヲ経過シタル上ハ大  
藏大臣ニ於テ本税則ニ據リ  
組合ニ賦課スルコトアルヘ  
シ

第十五條 水産税ノ納期及此税  
則施行ニ関スル細則ハ大藏大  
臣之ヲ定ム

附則

第十六條 従前現品定税ヲ徵收  
シ又ハ現品税ヲ徵收セス若ク  
ハ無税ニシテ明治十五年ヨリ  
三箇年間ノ  
同十七年マテ其採取高又ハ  
製造高詳カナラス税額ヲ組合  
ニ賦課シ難キモノハ当分其  
營業人各自ノ現採取又ハ現  
就キ第六條ノ税品拂下  
平均代價ヲ以テ價額ヲ  
定メ其百分ノ五ヲ

製造高ニ

トシテ

税金ヲ徵收スヘシ但明治二  
十年以後三箇年ヲ経過シタル

依リ

第十五條 水産税ノ納期及此税  
則施行ニ関スル細則ハ大藏大  
臣之ヲ定ム

附則

第十六條 従前現品定税ヲ徵收  
シ又ハ現品税ヲ徵收セス若ク  
ハ無税ニシテ明治十五年ヨリ  
同十七年マテ三箇年間ノ産出  
高詳カナラサルモノハ当分其  
營業人各自ノ現産出高ニ就キ  
第六條ノ税品拂下平均代價ヲ  
以テ價額ヲ定メ其百分ノ五ヲ  
税金トシテ徵收スヘシ但明治  
二十年以後三箇年ヲ経過シタ  
ル上ハ大藏大臣ニ於テ本税則  
ニ據リ改正スヘシ

<p>北海道 水産税法</p> <p>北海道より上申 明治二十年二月 一二日上申</p>	
<p>北海道 水産税則</p> <p>大蔵省請議 明治二十年二月 一七日</p>	<p>第十五條 第十四條ノ營業者ニ関シ特ニ明文ヲ掲ケサルモノハ本税則第八條ノ税金ニ係ル事項ヲ除クノ外總テ此税則ニ從フヘシ</p> <p>第十六條 第十四條ノ營業者ニシテ其水産物ノ採取又ハ製造高ヲ偽リ脱税ヲ図リタル者ハ脱税高三倍ノ罰金又ハ科料ニ處シ其現在スル水産物ヲ没ス既ニ売捌キタルモノハ其代價ヲ追徴ス</p>
<p>北海道 水産税則</p> <p>内閣及び元老院 (明治二十年三月 一八日)ノ三月二四 日)での修正</p>	<p>第十七條 第十六條ノ營業者ニ関シ特ニ明文ヲ掲ケサルモノハ本税則第十條ノ税金ニ係ル事項ヲ除クノ外總テ此税則ニ從フヘシ</p> <p>第十八條 第十六條營業人ニシテ其水産物ノ採取又ハ製造高ヲ偽リ脱税ヲ圖リタル者ハ脱税高三倍ノ罰金又ハ科料ニ處シ其水産物ヲ没収ス既ニ売捌キタルモノハ其代價ヲ追徴ス但自首スル者ハ其税金ヲ追徴シ其罪ヲ問ハス</p>
<p>北海道 水産税則</p> <p>法制局明治二十年 三月二五日 公布明治二十年三 月二八日</p>	<p>第十七條 前條ノ營業者ニ関シ特ニ明文ヲ掲ケサルモノ第十條ノ税金ニ係ル事項ヲ除クノ外總テ此税則ニ從フヘシ</p> <p>第十八條 第十六條ノ營業者ニシテ其水産物ノ産出高ヲ偽リ脱税シタル者ハ其脱税高三倍ノ罰金又ハ科料ニ處シ其水産物ヲ没収ス既ニ売捌キタルモノハ其代價ヲ追徴ス但自首スル者ハ其税金ヲ追徴シ其罪ヲ問ハス</p>

第十二條 北海道物産税ニ関  
スル従前ノ命令規則ハ本法  
施行ノ日ヨリ廢止ス  
第十三條 本法ハ明治二十年  
四月一日ヨリ施行ス

第十七條 北海道物産税ニ関  
スル従前ノ命令規則ハ此税  
則施行ノ日ヨリ廢止ス  
第十八條 本税則ハ明治二十  
年四月一日ヨリ施行ス

第十九條 明治十年八月  
第五十六  
号布告同十七年二月  
第四号布告  
同年五月  
第十二号布告及従前北  
海道物産税ニ関スル命令規則  
ハ此税則施行ノ日ヨリ廢止ス  
第二十條 此税則ハ明治二十年  
四月一日ヨリ施行ス

第十九條 明治十年第五十六号  
布告同十七年第四号布告同年  
第十二号布告及従前北海道物  
産税ニ関スル命令規則此税則  
施行ノ日ヨリ廢止ス

表 10 当初の水産物営業者組合の状況 (明治23年2月)

(16-16) 後 志					(6-10) 渡 島					国名										
○古宇	○岩内※	○磯谷	○歌棄	○寿都※	○島牧	○瀬棚	○太櫓	○奥尻	○久遠	爾志	○松前※	○茅部	○上磯	函館※	組合名					
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	委員数					
二分29号離・4具取間を										29に分割					二分23号離・5※亀田を 道庁令三					備考
(4-4) 北見			(6-7) 石 狩										国名							
○網走※	○宗谷※		○苫前	○留萌※	○増毛※	○浜益	○厚田	○石狩※	○小樽※	○忍路	○余市	○古平	○美国	○積丹	組合名					
1	1		1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	委員数					
分25号離・11※紋別を 道庁令四			二分23号離・5○虻尻を 道庁令三					分25号離・11鬼鹿を分 道庁令四					備考							
釧路 (2-3)		十勝 (2-2)		日高 (3-5)		(4-4) 胆振					国名									
○厚岸	○釧路※	○十勝※	○広尾	○幌泉	○浦河※	○静内	○勇拂※	○室蘭※	○有珠	○山越※	○利尻	○礼文	組合名							
2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	委員数							
分の霧多布を											29号離・4斜里を 道庁令一		備考							
泊に分割		泊に分割		泊に分割		泊に分割					のち香深・船									

根室 (3-5)	国名	組合名	23年2月 収税 委員 数	備考
野付 標津 ○根室※			1 2 2	
津・4根室・標 道庁令(二二号)				
千島 (4-5)	国名	組合名	23年2月 収税 委員 数	備考
得撫 ○色丹 ○紗那※			1 1 2 1	
22・2新設 道庁令(一九号)				
計	国名	組合名	23年2月 収税 委員 数	備考
50組合			61人	
10組合増				

出典：「北海道水産税則」（明治三十年八月）（租税資料室蔵）

備考

(1) ( ) は、組合数―収税委員数。

(2) ※は、税務署が設置されている地（かつて設置された地を含む）。

(3) 札文の分割は、明治二十九年北海道庁告示第一八五号より後であり、その他はそれ以前に分離統合された。

(4) ○印は、明治二十三年大蔵省令二十五号により、北海道水産税則附則十六条に該当する組合として指示されている（「法規分類大全」第二編巻十二、四五四頁）。すなわち、「従前現品定税ヲ徴取シ又ハ現品税ヲ徴取セス若クハ無税ニシテ明治十五年ヨリ同十七年マテ三箇年間ノ産出高詳カナラサルモノ」がある組合である。

表11 北海道水産税の納期・納額割合（明治二十年大蔵省令第六号）

千根 釧 十 日 胆 島 室 路 勝 高 振					北 天 石 後 渡 見 塩 狩 志 島					国 名
第五期	第四期	第三期	第二期	第一期	第五期	第四期	第三期	第二期	第一期	納 期（原則）
翌年三月三十一日限リ	十二月二十八日限リ	十月三十一日限リ	八月三十一日限リ	六月三十日限リ	翌年三月三十一日限リ	十二月二十八日限リ	十月三十一日限リ	八月三十一日限リ	六月三十日限リ	
										納 期（特例）
			第五期 十二月一日ヨリ 翌年二月末日ニ至ル	第四期 十一月三十日ニ至ル	第三期 九月三十日ニ至ル	第二期 七月三十一日ニ至ル	第一期 五月三十一日ニ至ル			從前現品定税ヲ徵收シ又ハ現品税ヲ徵收セス若クハ無税 ニシテ明治十五年ヨリ同十七年マテ三箇年間ノ産出高詳 カナラサルモノ（但明治二十年以後三箇年ヲ經過シタル 場合を除ク。）
			産出シタル分	産出シタル分	産出シタル分	産出シタル分	産出シタル分			
			十二月十六日ヨリ	十二月二十八日限リ	十月十六日ヨリ	八月三十一日限リ	六月十六日ヨリ	六月三十日限リ		
			翌年三月三十一日限リ							
百分ノ二十五	百分ノ二十五	百分ノ二十五	百分ノ二十	百分ノ五	百分ノ六	百分ノ七	百分ノ七	百分ノ四十	百分ノ四十	納額割合

表12 稅務管理局時代の租稅体制（明治三三年四月現在）

管理局长名	稅務署名	管轄区域
函館館 松前 檜山 寿都	函館稅務署 松前 檜山 寿都	函館區、龜田郡、上磯郡、山越郡、茅部郡 松前郡 檜山郡、爾志郡、久遠郡、奥尻郡、瀬棚郡、太櫓郡 寿都郡、島牧郡、歌棄郡、磯谷郡
札幌稅務署 小樽 岩内 空知 上川 増毛 宗谷 室蘭 浦河	札幌稅務署 小樽 岩内 空知 上川 増毛 宗谷 室蘭 浦河	札幌區、札幌郡、千歳郡、石狩郡、厚田郡、浜益郡 小樽區、小樽郡、高島郡、忍路郡、余市郡、古平郡、美国郡、積丹郡 岩内郡、古宇郡、虻田郡、内俱知安村 空知郡（富良野村ヲ除ク）、夕張郡、雨竜郡、樺戸郡 上川郡（天塩國）、空知郡、内富良野村、上川郡（石狩國） 増毛郡、留萌郡、苫前郡、天塩郡、中川郡、上川郡（天塩國） 宗谷郡、枝幸郡、利尻郡、礼文郡 室蘭郡、有珠郡、虻田郡（俱知安村ヲ除ク）、幌別郡、勇払郡、白老郡 浦河郡、沙流郡、新冠郡、静内郡、三石郡、様似郡、幌泉郡
根室稅務署 網走 釧路 河西 紗那	根室稅務署 網走 釧路 河西 紗那	根室郡、花咲郡、野付郡、標津郡、目梨郡、国後郡、色丹郡、得撫郡、新知郡、占守郡 網走郡、斜里郡、常呂郡、紋別郡 釧路郡、白糠郡、足寄郡、阿寒郡、川上郡、厚岸郡 河西郡、河東郡、上川郡、中川郡、十勝郡、当縁郡、広尾郡 紗那郡、振別郡、択捉郡、藥取郡

（備考）1、函館稅務支署 明治三四年十月一日開庁、明治三五年十月三十一日廃止  
2、紗那 岩内及松前は、明治三七年四月四日廢庁し、他署に吸収される。



表13 北海道地方税の推移

[単位：円]

年 度	北海道 地方 歳入 総計	道 方 税										うち 国庫補助 ・補給 ・交付金					
		地租割	営業税	雑種税	営業税 附加税	所得税 附加税	戸数割	段別割	水産税	都 市 計 特別税	市 画 税		其 他	計			
(1901)																	
明治34	1,431,412	22,830	27,353	51,765	30,642	—	74,390	36,252	381,720	—	—	—	—	—	624,952	159,008	
35	1,518,515	23,634	30,591	131,479	37,191	—	113,180	30,728	320,942	—	—	—	—	—	687,745	567,832	
36	1,561,832	24,481	31,991	166,834	33,933	—	133,110	42,419	333,444	—	—	—	—	—	765,212	528,505	
37	1,848,374	25,635	31,244	160,284	48,906	—	132,298	52,551	326,707	—	—	—	—	—	777,625	799,624	
38	1,764,260	26,708	32,469	192,902	52,914	—	137,962	59,989	328,521	—	—	—	—	—	831,464	522,850	
39	1,855,577	27,334	38,479	212,678	64,656	—	202,741	80,120	327,778	—	—	—	—	—	970,755	514,522	
40	2,068,957	27,920	40,451	250,654	61,755	—	276,987	122,722	356,719	—	—	—	—	—	20,666	1,157,875	
41	2,351,148	27,042	44,107	207,145	85,040	70,090	383,077	126,820	349,019	—	—	—	—	—	20,917	1,313,258	
42	2,607,352	31,023	46,281	206,598	89,578	42,931	481,330	185,504	343,587	—	—	—	—	—	20,493	1,447,864	
(1910)																	
43	1,958,955	27,447	47,254	221,067	82,816	40,070	458,802	156,944	325,582	—	—	—	—	—	15,368	1,375,350	
44	2,332,184	61,625	61,193	296,351	86,106	43,038	639,859	224,727	310,847	—	—	—	—	—	18,001	1,741,747	
大正 1	2,276,966	31,495	61,725	306,926	98,929	55,121	526,911	213,249	314,919	—	—	—	—	—	19,549	1,628,824	
2	2,690,735	31,616	63,976	314,592	102,956	47,613	538,620	233,242	314,233	—	—	—	—	—	24,858	1,671,701	
3	3,332,784	31,507	66,012	342,631	103,280	49,630	460,578	248,987	315,726	—	—	—	—	—	26,158	1,644,509	
4	2,509,785	32,389	83,661	346,385	77,447	47,653	593,347	289,747	311,534	—	—	—	—	—	27,480	1,809,642	
5	2,807,792	35,468	87,474	382,635	88,092	64,782	623,491	310,066	323,975	—	—	—	—	—	34,015	1,949,998	
6	3,409,818	55,862	211,265	363,777	97,001	111,494	634,826	377,689	280,750	—	—	—	—	—	47,820	2,180,484	

年 度	北海 道 歳入總計	地 方 税										国庫補助 交付金		
		地租割	營業稅	雜種稅	營業稅 附加稅	所得稅 附加稅	戸數割	段別割	水産稅	都 市 計 別 稅	其 他		計	
大正 7	4,177,364	65,051	294,360	422,784	116,374	141,826	716,333	396,297	269,587	—	74,140	2,497,799	41,429	
8	5,749,580	128,297	368,996	602,913	204,222	274,014	844,159	682,299	308,259	—	104,642	3,417,801	44,738	
(1920) 9	8,442,960	220,391	579,917	1,071,529	379,871	182,204	1,154,112	815,958	360,601	—	99,510	4,864,093	965,212	
10	11,229,683	277,969	472,568	1,652,965	446,098	236,584	1,163,871	775,194	390,016	—	55,327	5,470,592	2,498,908	
11	12,719,568	463,133	456,594	3,265,560	615,017	166,548	1,553,583	—	—	—	57,083	6,577,518	2,266,670	
12	12,765,527	465,214	435,552	2,971,974	648,343	165,258	1,534,559	—	—	30,405	60,545	6,311,850	2,709,934	
13	10,639,030	569,998	418,867	2,948,401	744,090	201,964	1,958,727	—	—	40,813	59,487	6,952,347	1,081,954	
14	12,448,909	684,377	391,044	3,059,682	890,367	241,320	1,849,257	—	—	35,290	60,023	7,211,360	803,883	
昭和 1	13,396,375	694,694	383,191	3,009,431	953,086	211,935	1,835,368	—	—	29,143	64,840	7,181,688	1,375,977	
2	14,234,056	838,997	361,267	2,007,883	763,396	1,025,482	1,245,539	595,120	—	—	68,975	6,906,659	2,348,636	
3	14,862,264	893,938	346,019	2,085,612	937,286	1,415,259	1,261,046	568,858	—	—	71,545	7,579,563	1,972,785	
(1920) 4	13,500,312	931,937	335,243	2,117,532	1,014,689	1,464,214	1,289,934	543,446	—	—	28,203	67,468	7,772,366	1,758,347
5	12,503,030	927,213	300,599	1,731,456	969,157	1,421,491	1,248,034	521,985	—	—	31,989	59,268	7,211,192	1,747,166
6	13,129,490	845,468	253,518	1,530,866	967,047	1,322,328	1,252,460	460,572	—	—	34,267	47,305	6,714,831	1,464,689
7	16,356,316	883,371	204,720	1,443,407	655,380	839,407	1,196,143	309,186	—	—	41,138	45,982	5,619,094	5,863,852
8	18,855,317	1,040,895	197,843	1,543,935	730,728	981,763	1,237,788	482,130	—	—	54,063	57,402	6,326,547	4,716,594
9	14,263,562	1,053,439	203,185	1,652,992	777,581	1,112,761	1,197,057	431,063	—	—	57,251	72,990	6,558,319	3,530,798
10	15,715,299	1,101,275	215,875	1,732,939	790,206	1,294,175	1,282,524	407,720	—	—	70,306	77,362	6,972,382	3,489,995
11	18,251,997	1,251,646	213,923	1,793,767	1,067,361	1,800,944	1,506,655	452,302	—	—	79,320	94,636	8,260,554	2,501,075

年度	北海道 地方総計	ち ち 地 方 税							ちち 国庫補助 ・補給 ・交付金				
		地租割	営業税	雑種税	営業税 附加税	所得税 附加税	戸数割	段別割		水産税	都 市 計 特別税	其 他	計
昭和12 13	19,064,885 21,407,312	1,146,400 940,839	189,795 197,359	1,808,971 1,745,060	1,306,039 1,434,995	2,243,937 2,732,506	1,369,740 1,423,405	909,864 237,521	— —	84,743 92,199	123,470 177,926	8,582,959 8,981,810	3,994,336 5,369,076
(199)14	28,508,591	941,139	226,555	1,707,839	1,785,229	3,337,621	1,483,128	233,342	—	100,813	193,559	10,009,225	5,560,008

出典：「新北海道史」第9巻資料3

表14 「開拓使収支統計」にみる北海道の租税収入の変遷

【単位：円，%】

期 年度	北海道 物産税 (D)	船税 (Y)	港 灣 渡 海 開 税 (P)	雑税 (V)	その他 (W)	租税計 (A)	出港税 損失引 等差引 前 (B)	地方税 (C)	合 計 (A + B + C)	備		考 考 考 (注3) D+B+C	
										沖ノ口 銭 系 (イ + ロ + ハ + ニ + ホ + ヘ + フ)	興 益 の 用 に 充 て る も の (ニ + ホ + フ)		%
明治 2年10月 ～3年9月	(注1)(%) (51.8)												
3年10月 ～4年9月	155,347 (47.1)					12,706 7,285	299,827		299,827	12,706	7,285	56.0	
4年10月 ～5年12月	111,407 (80.4)					11,690 5,015	236,524		236,524	11,690	5,015	52.0	
6年	305,283 (80.8)					15,569 11,140	379,297		379,297	15,569	11,140	84.5	
7年	381,558 (88.9)					19,196 17,998	471,851		471,851	19,196	55,336	84.9	
	318,057					17,998 21,094	378,875		378,875	17,998	21,726	88.6	

	明治 8年1月 ～6月						8年4月 ～6月 (13.2%)						%
	(80.8)		1,157	5,185	909	4,846	177,108	204,197	33,431	27,998		97.1	
	165,011						(27.3)	527,804	147,669	152,026		92.8	
8年度	(64.8)	1,224	1,107	956		29,965	375,778	7,644	527,804	147,669	152,026	92.8	
	342,526						(22.8)	541,222	125,720	128,218		94.2	
9年度	(71.0)	2,236				26,185	413,004	4,734	541,222	125,720	128,218	94.2	
	384,583						(23.8)	520,355	128,192	129,382		94.0	
10年度	(69.3)	3,985				25,868	390,973	5,175	520,355	128,192	129,382	94.0	
	361,120						(27.0)	761,179	209,283	211,797		94.4	
11年度	(66.9)	3,345				36,442	549,382	761,179	209,283	211,797		94.4	
	509,595						(25.5)	1,185,087	298,262	319,485		93.8	
12年度	(68.6)	3,403				48,783	865,602	1,185,087	298,262	319,485		93.8	
	813,416						(25.5)	1,345,648	347,617	390,689		92.6	
13年度	(66.8)	3,466				52,407	954,959	1,345,648	347,617	390,689		92.6	
	899,086						(23.9)	1,204,194	292,157	330,643		92.1	
14年7月 ～15年1月	(67.9)	3,313				52,402	873,551	1,204,194	292,157	330,643		92.1	
	817,836						(23.9)						

【備考】 単位：(円未満を切り捨て)、

(注) 1 北海道産物の( )の数字は、合計中の構成比(%)

2 出港税の( )のなかの数字は、合計中の構成比(%)

3 「北海道産物産物及び沖ノロ口線系」の合計中の構成比(%)

表15 北海道の租税収入調

〔単位：円，％〕

明治	地税・地租	北海道物産税 北海道水産税		酒税等	所得税	その他	計 (100%)	海關税 (関税)	出港税	合計	北海道 地方税 (除く)
		構成比	構成比								
3年(注1)	4,921	1.7	155,347	54.1	—	126,853	287,121	12,706	—	299,827	—
4(注2)	8,346	3.7	111,407	49.5	—	105,080	234,839	11,691	—	286,524	—
5	2,990	0.8	305,283	89.9	—	55,454	363,727	15,570	—	379,297	—
6	13,563	2.9	381,558	84.2	—	57,534	452,655	19,196	—	471,851	—
7	8,449	2.3	318,057	88.1	—	34,871	360,877	17,998	—	378,875	—
8(注3)	53	0.0	165,011	95.9	515	6,344	171,923	5,185	27,089	204,197	—
8年度	7,828	2.0	342,526	91.3	5,959	18,509	374,822	不明	144,382	(520,160)	7,644
9	8,676	2.1	384,583	93.1	5,518	14,227	413,004	不明	123,484	(536,488)	4,734
10	9,629	2.6	361,120	92.3	7,925	12,299	390,973	不明	124,207	(520,298)	5,175
11	13,624	2.4	509,595	92.7	10,724	15,439	549,382	25,592	205,938	780,912	5,859
12	18,754	2.1	813,416	93.9	13,430	20,002	865,602	30,210	294,859	1,190,671	24,626
13	22,809	2.3	899,086	94.1	4,812	28,252	954,959	35,003	344,151	1,334,113	46,538
14	28,207	3.2	817,836	93.6	5,379	22,129	873,551	28,853	311,921	1,214,325	—
15	28,865	3.0	864,711	92.2	10,967	33,281	937,324	24,922	246,878	1,208,624	—
16	29,086	4.6	559,194	89.8	20,716	13,130	622,126	21,826	185,599	829,551	—
17	30,436	5.1	501,442	85.0	30,387	27,644	589,909	18,132	137,919	745,960	58,574
18	29,130	4.5	554,777	87.2	3,479	48,708	636,094	25,900	126,027	788,021	58,305
19	33,598	4.7	611,400	87.1	28,703	28,240	701,941	33,225	190,284	925,450	55,630
20	34,610	10.7	220,273	68.5	36,793	27,087	321,376	37,193	—	388,569	56,955
21	19,776	5.6	213,775	62.5	50,312	58,609	350,003	32,118	—	382,121	65,136
22	35,849	10.6	215,101	63.6	62,540	21,624	337,833	36,892	—	374,725	49,671
23	25,256	6.5	219,344	57.1	100,292	35,590	383,630	65,571	—	449,201	不明

24	30,696	7.7	219,086	55.5	109,019	2,870	32,436	394,107	27,874	—	421,981	不明
25	28,064	5.5	303,655	60.5	123,371	2,845	43,484	501,419	24,849	—	526,268	不明
26	28,497	5.7	303,769	61.2	116,104	2,895	44,692	495,957	22,995	—	518,952	76,072
27	28,664	5.2	301,924	55.1	130,850	2,871	82,724	547,033	39,158	—	586,191	79,512
28	29,835	5.5	301,343	56.4	137,894	2,646	61,759	533,477	42,016	—	575,493	82,482
29	29,376	3.5	301,521	36.8	177,045	3,298	307,965	819,205	41,417	—	860,622	82,558
30	29,261	3.2	359,288	39.5	386,488	3,966	129,571	908,574	57,426	—	966,000	74,636
31	29,632	2.9	353,188	34.8	387,125	4,502	238,056	1,012,503	71,499	—	1,084,002	74,395
32	36,954	2.4	357,610	23.8	597,325	160,327	346,323	1,498,539	180,305	—	1,678,844	87,672
33	44,364	2.5	367,962	20.9	776,589	197,109	372,505	1,758,529	319,822	—	2,077,351	94,921
34	46,283	3.0	—	—	919,379	220,230	311,290	1,497,200	224,234	—	1,721,434	624,952

(注1) 3年10月～3年9月、(注2) 3年10月～4年12月、(注3) 8年1月～同年6月

※大蔵省編の資料及び「開拓使収支統計」を優先して使用する。

明治20年度以降の北海道地租は、「明治財政史」第5巻附録「本邦地租収納表」による。

明治15年度～33年度の北海道物産税及び北海道水産税の計数は、「明治財政史」の第6巻773～774頁による。

明治11年以降の漁獲税は、函館税関の収税額(雑収入を含む。)出典：「大蔵省百年史別巻」(昭和44年)

大蔵省「明治大正昭和 国の歳入一覽」

森田右一「わが国における財政制度の近代化(その4)」関東学園大学大学院紀要第6号

「明治財政史」第5・6巻「開拓使事業報告」、「開拓使収支統計」(法規分類大全)、「北海道庁統計年鑑」、「日本帝國統計年鑑」、「新撰北海道史」第9巻

表16 全国の租税収入

〔単位：千円、％〕

	地稅・地租	北海遼物產稅 酒類稅・酒造稅 酒稅・酒類稅 酒稅・酒類稅		所 得 稅	其他	(注3) 海關稅 電稅・關稅		合 計 (100%)	備 考	
		千円	％			千円	％			千円
第1期	千円	構成比	千円	％	千円	％	千円	％	千円	
(慶應3.12~明治元.12)	2,009	63.7	[不明]	—	427	721	22.8	3,157		
(明治2.1~2.9)	3,356	76.3	[不明]	—	540	503	11.4	4,399		
(2.10~3.9)	8,219	88.1	[155]	—	457	648	7.3	9,324		
(3.10~4.9)	11,341	88.2	[354]	—	439	1,072	8.3	12,852		
(4.10~5.12)	20,052	91.8	[62]	0.0	445	1,332	6.1	21,845		
(5.10~6.12)	60,604	93.2	[381]	1.5	1,764	1,686	2.6	65,015		
(6.1~6.12)	59,412	91.0	[318]	2.6	2,709	1,498	2.3	65,303		
(7.1~7.12)	67,718	88.5	[165]	1.7	6,463	1,038	1.4	76,529		
(8.1~8.6)										
8年度	50,345	85.0	343	0.6	4,231	1,719	3.0	59,194		
(8.7~9.6)	43,023	83.2	385	0.7	4,422	1,989	3.9	51,731		
9	39,451	82.3	361	0.8	2,702	2,359	4.9	47,923		
10	40,455	78.6	510	1.0	3,069	2,352	4.6	51,486		
11	42,113	75.8	813	1.7	3,499	2,691	4.9	55,580		
12	42,346	76.7	899	1.6	3,815	2,624	4.7	55,262		

	地税・地租	北海道財産税・酒類税・酒造税		所得税	その他	〔注3〕消費税		合計 (100%)	備考	
		北海道水産税	酒税・酒類税			電税・興税	興税			
明治14	千円 43,274	% 70.2	千円 818	% 1.3	千円 —	% —	千円 4,311	% 4.2	千円 61,676	北海道水産税 所得税 〔法〕
15	43,342	64.0	865	1.3	—	—	4,542	3.9	67,739	
16	43,538	64.4	559	0.8	—	—	7,069	4.0	67,660	
17	43,426	64.7	501	0.8	—	—	6,430	4.1	67,204	
18	43,034	81.9	555	1.1	—	—	5,827	4.0	52,581	
(18.7~19.3)										
19	43,282	67.2	611	1.0	—	—	5,741	4.6	64,393	
(19.4~20.3)										
20	42,152	63.6	220	0.3	528	0.8	6,153	6.2	66,285	
21	34,651	53.6	219	0.4	1,067	1.6	7,131	7.1	64,774	
22	42,161	59.2	215	0.3	1,053	1.5	6,669	6.6	71,294	
23	40,084	60.6	223	0.3	1,092	1.7	6,381	6.6	66,115	
24	37,457	58.2	219	0.3	1,111	1.7	6,377	7.0	64,423	
25	37,925	56.5	304	0.5	1,132	1.7	6,969	7.4	67,168	
26	38,809	55.4	304	0.4	1,239	1.8	7,857	7.3	70,005	
27	39,291	55.2	302	0.4	1,354	1.9	8,416	8.1	71,287	
28	38,693	51.8	301	0.4	1,497	2.0	9,631	9.1	74,698	
29	37,640	49.2	302	0.4	1,810	2.3	15,799	8.8	76,388	
30	37,965	39.9	359	0.4	2,095	2.2	21,324	8.4	94,913	
31	38,441	39.3	353	0.4	2,351	2.4	20,645	9.2	97,629	
32	48,861	38.7	358	0.3	4,837	3.8	18,827	12.8	126,035	



	地稅・地租		北海道物產稅		酒類稅・酒造稅		所得稅	其他	(注3) 海關稅		合計 (100%)	備考	
	千円	%	千円	%	千円	%			千円	%			千円
明治33	46,718	34.9	368	0.2	50,294	37.5	6,368	4.7	25,121	17,346	12.9	133,926	
34	46,666	33.4	—	—	58,017	41.5	6,837	4.8	26,338	13,992	10.0	139,575	
35	46,505	30.7	—	—	63,738	42.2	7,461	4.9	31,341	15,888	10.5	151,085	

出典：「大藏省百年史別巻」(昭和44年)

大藏省「明治大正昭和 國の歳入一覽」

森田右一「わが國における財政制度の近代化(その4)」關東学園大学大学院紀要第6号

「明治財政史」第5巻・第6巻

注 (1) 第3期～第8期の物產稅は「開拓使事業統計」「開拓使事業報告」による。期間が一部異なる。

(2) 沖繩県酒類出港稅を除く。

(3) 決算上「海關稅」は明治34年度までであり、その後は「關稅」となる。

表17 北海道関係予算対比（明治33年度，34年度）〔単位：円〕

当 初 予 算		明治33年度 (当 初)	明 治 34 年 度 (当初及び第1回追加)
一	北海道水産税	366,022	—
	北海道地方税	721,086	—
	計	1,087,108	—
般	北海道本庁	1,845,090	602,786
	北海道地方費補給	—	(追) 520,000
	北海道拓殖費	—	(追) 1,253,570
	北海道起業費	500,000	(追) <北海道拓殖費に含む>
	小樽築港費	215,500	(追) <北海道拓殖費に含む>
	北海道航海補助	15,000	(追) <北海道拓殖費に含む>
	北海道庁蚕種検査費	11,524	11,703
	計	2,576,744	2,388,059
	(a - b) = A	△1,489,636	△2,388,059
鉄 道 関 係	北海道鉄道収入 (C)	4,635,468	810,472
	北海道官設鉄道事業費	719,176	955,736
	北海道鉄道施設費	1,000,000	1,000,000
	北海道官設鉄道用品資金	—	50,000
	計 (d)	1,719,176	2,005,736
	(c - d) = B	△1,255,636	△1,195,264
A + B		△2,745,272	△3,583,323

(注) 1 (追) は第1回追加分

2 「治水予備調査費」「砂金採取取締費」を除く

出典：「法令全書」明治三十三年の二，明治三十四年の二

「明治大正財政史」第19巻

「昭和財政史」第16巻

表18 北海道関係予算（明治43年度，昭和2年度）

その1 明治43年度（明治43年3月25日付官報号外）

歳 出	北 海 道 庁	563,819円
継 続 費 (既定額を含む)	北 海 道 港 湾 費	17,659,836
	北 海 道 道 路 橋 梁 費	9,939,862
	計	27,599,698

その2 昭和2年度（昭和2年3月29日付官報号外）

歳 出	北 海 道 土 人 保 護 救 済 費	43,609円
	北 海 道 拓 殖 費	25,152,900
	北海道十勝岳爆発被害復旧諸費	219,075
	計	25,415,584
継 続 費 (既定額を含む)	北 海 道 土 壤 改 良 費	46,898,276
	北 海 道 治 水 費	76,096,454
	北 海 道 港 湾 費	63,229,120
	計	186,223,850

(注) その他の項目の中にも含まれているかもしれない。

表19 明治34年の水産税の概要

(1) 課税物品・税率 (道庁令四十四号)

第一類	第二類	課税物品	税率
生鰯 生鮭 生鱈 生鰺 生鮪 生鱈 生鮭 生鮪 海馬	魚粕 乾身缺鰯 乾胴鰯 乾脊割鰯 乾外割鰯 練二ツ割鰯 練鰯粕 塩鮭 塩鱈 塩鰯 塩鱈 塩鮪		5.5%
	塩鱈 乾鱈 乾鮎 乾鮓 塩鮓 乾鮓 煎海風 鰯 海扇殻 乾海扇 乾牡蠣 昆布 細布 布海苔 若布 銀杏草		

(備考) 明治三五年道庁令一五号では、課税物品は変りがないが、税率は個々の水産税区・水産税区会に委ねられた。

(2) 納期別・納額割合 (道庁令百十五号)

区域	納額割合	納期				
		一期	二期	三期	四期	五期
渡島国(函館区・亀田郡を除く) 石狩国(石狩郡・札幌郡を除く) 後志国・天塩国・北見国	40%	(7/1~7/31)	(9/1~9/30)	(11/1~11/30)	(翌年1/1~1/31)	(同3/1~3/31)
その他	5%	20%	25%	25%	25%	

表20 大正11年の水産税の概要

種		類										税率適用区分		税率・税額	
第一種 免許漁業及び旋網漁業 (但シ地先水面専用漁業ヲ除ク)	免許漁業割 (注一)	免許漁業割										平均年税	一統	一〜九等地	二百四十三円〜十二円
		鯧特別漁業										一〜三等地	三十三円〜五円		
		鯧定置漁業										一〜三等地	九十円〜七円五十銭		
		鮭特別漁業										一〜四等地	六十円〜五円		
		鯿定置漁業										一〜四等地	四十一円〜五円		
		鯿特別漁業										一〜二等地	十一円〜五円		
		鯿定置漁業										一〜四等地	六十六円〜五円		
		鯿特別漁業										一〜四等地	四十三円〜二円五十銭		
		鯿定置漁業										一〜四等地	二百十八円〜七円五十銭		
		鯿、鯿定置漁業										一〜四等地	七円五十銭		
第二種 許可漁業、自由漁業 及地先水面専用漁業 (但シ施網漁業ヲ除ク)	漁船割 (注二)	旋網漁業割 (注一)										年税	一統又は 漁場	一	七円五十銭
		其ノ他ノ免許漁業										平均年税	一統	一〜四等地	四十三円〜七円
		鯧旋網(鯧小揚繰網ヲ包含ス)										一	一	一	二十一円
		其ノ他ノ旋網										一	一	一	二十一円
		手繰網	イバラ蟹刺網	年税	一艘	船の長さ に より (五段階)	船の長さ に より (五段階)	十二円〜一元五十銭	十八円五十銭〜二元七十銭						

第二種  
許可漁業、自由漁業  
及地先水面専用漁業  
(但シ旋網漁業ヲ除ク)

漁具割											漁船割 (注二)			
鮪刺網	機船底曳網	汽船トロール漁	鮪取	昆布採取	海扇取	鳥賊釣	雜刺網	石花菜若布採取	雜漁(注三)	北寄桁網	海鼠取	延繩	流網	空釣縄
年税														
一放	一艘	漁船一艘	一艘											
一〜五等地			船の長さ及 一〜五等地			船の長さにより								
				(五段階)	(五段階)	(五段階)	(二段階)	(三段階)	(三段階)	(三段階)	(五段階)	(五段階)	(三段階)	
十六円〜四銭	五十円	百七十六円	一円	十三円五十銭〜五十銭	十二円〜一円	十八円五十銭〜一円	六円七十銭〜一円三十銭	一円九十銭〜一円	三円二十銭〜一円十銭	二円八十銭〜一円	二円七十銭〜一円	十五円〜一円五十銭	十五円〜一円	三円七十銭〜一円九十銭

第三種 (他人ノ採取シタル原料ヲ買入レ水産物ヲ製造スルモノ)	第二種 許可漁業、自由漁業 及地先水面専用漁業 (但シ旋網漁業ヲ除ク)												
	製品割	漁獲割			漁具割								
		捕	鯨		潜水器漁	雑網	鯨四ツ手網	地曳網(一定ノ曳上場ヲ有セザルモノ)	底建網	鮪漕曳網	氷下待網	打瀬網	鯨長刺網
	其ノ他	座頭鯨	長甲鯨	脊美鯨									
						年税						年税	
製造価格				一頭ニ付	一台	一統						一放	一統
												一ノ五等地	
千分ノ六	十六円	三十二円		百二十五円	五十五円	一円	十一円	一円九十銭	三円七十銭	三円七十銭	一円	三十六円	十銭
													税率・税額

(注一) 定期課税ニ属スル各個ノ価額ハ区町村会総代人会ニ於テ之ヲ定ム  
 (注二) 機船ヲ使用スルモノハ各其ノ本税ノ倍額ヲ賦課ス但シ機船底曳網船ノ長ハ敷ノ内法ヲ計リ六尺ヲ以テ一間トス  
 (注三) 雑釣、北寄突、章魚取、蟹取、鯛取、牡蠣取、淡菜取、雲丹取、桜貝取ノ類  
 出典：「北海道庁公報」大正十一年四月

表21 昭和2年の漁業税の概要

漁場割	課税標準	課される者	納税地	賦課期日		納期	税率
				鮭定置漁業及鮭特別漁業	その他の免許漁業		
漁船及漁具割	(資料入手できず)	漁業をなす者	漁業根拠地の市町村	許可漁業 四月一日	その他の免許漁業 四月一日	六月五日 六月二五日	(資料入手できず)
漁獲割	(資料入手できず)	漁業をなす者	漁業根拠地の市町村	専用漁業及自由漁業 著業の日 捕獲の日	著業の日	六月五日 六月二五日	(資料入手できず)
従業者割	(資料入手できず) 従業者(直接漁撈又は海藻採取に従事する者)は六十五歳以上の者を控除する。	漁業をなす者	漁業根拠地の市町村	著業の日	著業の日	六月五日 六月二五日	(資料入手できず)
(資料入手できず)							税率



表22 昭和7年の漁業税の概要

漁船割 (漁場割の賦課を受けざる漁業中一鳥賊釣漁業を除く。動力附漁船を用いるもの)										漁場割			種 類
そ の 他	タ ラ バ 蟹 刺 網	旋 網	延 縄	鯤 流 網	鱒 流 網	鮭 流 網	鯖 流 網	機 船 底 曳 網	特 別 漁 業	区 画 漁 業	定 置 漁 業	税 率 適 用 区 分	
季税										季税			税 率 適 用 区 分
総トン数より										漁場賃貸価格			
一 艘 一〇円	一 艘 四〇円	二 艘 以 上 を 使 用 す る も の 一 艘 毎 二 五 円	一 艘 を 使 用 す る も の 四 〇 円	一 種 〜 四 種	一 〜 五 種	一 〜 三 種	一 〜 七 種	一 艘		賃 貸 価 格 三 百 円 以 上 に 着 業 の と き 一 〇 %	七 % ( 最 低 四 円 )		
				一〇円〜三〇円	一五円〜一〇〇円	一五円〜五〇円	四五円〜一五〇円						
<p>○未著業の許可漁業は5割減</p> <p>○同一人の同一船で2以上の漁業を営む場合、各漁毎に2割減</p>										特 例			

漁具割 (漁場割の賦課を受けざる漁業中——動力附漁船を用いぬもの)						従業者割 (漁業割, 漁船割, 漁具割, 漁獲割の賦課を受けざる者)											
水 下 待 網	打 瀬 網	練 以 外 の 旋 網	練 旋 網	練 刺 網	底 引 網	地 曳 網	そ の 他	鼠 桁 網	海 流 網	空 釣 網	タ ラ バ 蟹 刺 網	昆 布 採 取	海 扇 桁 網	延 縄	鳥 賊 釣		
季税						季税											
/		一〜四等地		一〜四等地		長さにより 一〜三種	/		一〜四等地		一〜三等地		一〜二等地		一〜三等地		
		一 統		一放					従業者一人毎								
一円五〇銭		三六円		一五円		五円〜三〇円		十三銭〜四銭		二円五〇銭〜六円五〇銭		一円八十銭		二円二五銭〜九〇銭 (取付時漁船乗組は2割増)		二円二五銭〜九〇銭 (取付時漁船乗組は2割増)	
○未着業の許可漁業—5割減						○15歳未満および六十歳以上は控除する ○女子従業者—5割減 ○同一市町村において2以上の漁業に従事する場合—税率の高いもの1個を賦課											

備考	漁獲割	割る漁船の動力も受けぬ（漁場を割るに用い）			底建網	鮪漕曳網	税率適用区分	税率・税額	特例
		割る漁船の動力も受けぬ	割る漁場	割るに用い					
<p>○納期………漁期の初日。ただし、漁期の定なきものは著業の日</p> <p>○課税単位………定置漁業・区画漁業・特別漁業——一漁業権毎</p> <p>許可漁業………一許可毎</p> <p>その他漁業………一種類毎</p> <p>○漁業税は、定置漁業、区画漁業及特別漁業権者に、その他の漁業については、営利の目的を以て漁業をなす者も賦課される</p>	捕鯨	八ツ目筌	潜水器	底建網	鮪漕曳網		統	三円五〇銭	<p>○未着業の許可 漁業—5割減</p>
	鯨種により一〜四種	一頭	一箇	一合	一		八銭	七十円	

表23 昭和十五年の漁業権の概要

課税標準及税率	賦課期日	納期
<p>第一種 漁業権ニ対スルモノ 漁場賃貸価格 百分ノ六</p>	<p>四月一日 ただし一五年分は十月一日 (罾定置ならびに特別漁業を除く)</p>	<p>五月十五日より三十一日限り ただし一五年分は 罾定置ならびに特別漁業以外の 免許漁業 十一月一五日より三十日限り</p>
<p>第二種 漁業権ノ取得ニ対スルモノ 漁場価格 千分ノ十二</p>	<p>申告</p>	

(備考) 漁業権の賃貸価格は、原則として三年に一回改定の予定

表24 沖ノ口口銭の変遷

税出税	二分口銭, 三分口銭 筒物二分口銭 筒物代価 十勝場所三分口銭	海産物(揚名)・鹿皮・鹿角・鹿爪・蚕種紙・敷さなぎ(くずを含む)…3カ年平均元代相場の6% その他産物…時価の66%	船積高の4割を用捨し残余の分の相場代金…4% 米楯以外を再輸出…1%	明治5年2月以降 「海關所規則」	明治8年2月 「北海道諸産物出港税則」	備考
輸入税	出油役, 酒役	その時の元代高(入港時の原価)の1.5%	4割を用捨して残余の分…その時の相場代価の1.5%			廃止
材木津出役	材木役・流木新役	雑木角・丸太・樫木……1本毎定額		廃止		廃止
合船並びに修履船役	合船役・作業役	それぞれ船の種類毎に定額 (函館支庁明治3年閏10月合船役を廃止)		廃止		廃止
艀取船役	艀役	船の種類毎に定額		廃止		廃止
税員規則の税区分	文政元年九月(1818)沖ノ口番所の役金等	明治2年12月(1869)税員規則	明治3年12月海關所規則	明治5年2月以降 「海關所規則」	明治8年2月 「北海道諸産物出港税則」	明治20年3月 北海道諸産物出港税廃止

<p>税目規則の税区分</p>	<p>文政元年九月(1818)沖ノ口番所の役金等</p>	<p>明治2年12月(1869)税員規則</p>	<p>明治3年12月海關所規則</p>	<p>明治5年2月以降「海關所規則」</p>	<p>明治8年2月「北海道諸産物出港税則」</p>	<p>備考</p>
<p>職人役</p>	<p>諸職人役錢・銀治役錢</p>	<p>諸職人1人 125文(小頭は免税。弟子付の者は3カ年免税)</p>	<p>廢 止 (函館市中の職人役は明治5年1月より廢止)</p>	<p>廢 止</p>	<p>○港灣碇泊税 ＜内地＞ 明治6年1月達8号 ○港灣碇泊税・常燈料… 明治8年11月布告 163号で廢止</p>	
<p>滞在役</p>	<p>旅人入役・旅人越年役、場所稼方役</p>	<p>男女及び15歳超、未滿の区分毎…定額</p>	<p>廢 止</p>	<p>廢 止</p>	<p>○港灣碇泊税 ＜内地＞ 明治6年1月達8号 ○港灣碇泊税・常燈料… 明治8年11月布告 163号で廢止</p>	
<p>石 役</p>	<p>諸船乗石敷</p>	<p>船幅の段階別に定額</p>	<p>港役積高百石に付1貫文の割合で50石積以上出港の節取立てる(原則)。特例あり</p>	<p>明治7年6月開拓使本庁達・函館支庁布達 〔碇泊税〕 船の石数により1艘 1錢～5厘</p>	<p>○港灣碇泊税 ＜内地＞ 明治6年1月達8号 ○港灣碇泊税・常燈料… 明治8年11月布告 163号で廢止</p>	
<p>帆形役</p>	<p>帆形役(風待のため)の入港帶船。風候を待つ諸船)</p>	<p>帆布の段数毎に定額</p>	<p>明治7年6月開拓使本庁達 ……1艘5錢</p>	<p>明治5年2月以降百石につき金1兩(年)8年10月以降50石以上の商船税を取り立てる。</p>	<p>○船税に關する規則＜内地＞ 明治2年12</p>	
<p>面 役</p>	<p>判錢、常燈錢(樺抗料)</p>	<p>船一艘につき50文</p>	<p>明治3年閏10月西洋形を除き、百石につき1兩、百</p>	<p>明治5年2月以降百石につき金1兩(年)8年10月以降50石以上の商船税を取り立てる。</p>	<p>○船税に關する規則＜内地＞ 明治2年12</p>	
<p>常燈料</p>	<p>判錢、常燈錢(樺抗料)</p>	<p>船一艘につき50文</p>	<p>明治3年閏10月西洋形を除き、百石につき1兩、百</p>	<p>明治5年2月以降百石につき金1兩(年)8年10月以降50石以上の商船税を取り立てる。</p>	<p>○船税に關する規則＜内地＞ 明治2年12</p>	
<p>船 税</p>	<p>諸船敷役船役</p>	<p>(不明)</p>	<p>明治3年閏10月西洋形を除き、百石につき1兩、百</p>	<p>明治5年2月以降百石につき金1兩(年)8年10月以降50石以上の商船税を取り立てる。</p>	<p>○船税に關する規則＜内地＞ 明治2年12</p>	

船税	諸船徴役 船役	(不明)	石濱以上は横石に 応じる	明治9年7月以降解漁船ならびに海川 小廻船にも課税	月布運船税 率制定の年 ・明治4年8 月「船税規 則」 ・明治7年2 月布告
問屋口銭	問屋口銭……代金 高の2分	廃止。ただし、相 手をもって受用は 勝手	相対をもつて受用 致すべし 輸出品……売付相 場の1.5% 輸入品……売付相 場の1% 歩金……相場元代 高の0.5%	廃止	○船税一明治 29年廃止 地域により若 干差がある。

表25 樺太の租税収入(その1)

(単位：千円，%，単位以下四捨五入)

年	度	明治	41	42	43	44	大正	大正	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
		40	41	42	43	44	元	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
租	戸数	4	5	5	6	16	16	19	20	21	20	25	35	48	73	98	0	0	0	—
税	営業種	24	22	12	15	30	31	34	36	36	66	204	271	302	401	288	271	279	339	370
所	雑種地宅	—	—	4	7	22	18	20	26	21	42	60	94	114	164	263	4	0	—	0
得	地宅地稅	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	7	7	8	8
稅	所得稅	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	105	403	173	255	324	356	399	

年 度	明治	40	41	42	43	44	大正 元	大正 2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
		40	41	42	43	44	元	45	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
營業收益税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
酒造港税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
出漁業品税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	28	27	21	28	68	65	73	82	78	128	290	400	625	1,041	1,121	1,056	96	69	82	81
漁業料	652	458	780	738	733	657	683	633	636	561	408	291	276	251	308	302	5	3	—	—
租税+漁業料	680	485	801	766	801	722	756	715	714	689	698	691	901	1,292	1,429	1,358	1,428	1,573	1,799	—
森林収入 (盛入総額に対する 比率%)	48 (3)	31 (2)	28 (2)	65 (3)	97 (5)	100 (4)	101 (4)	117 (5)	152 (8)	563 (21)	839 (23)	992 (17)	1,013 (13)	1,267 (11)	2,948 (19)	2,264 (11)	2,951 (14)	4,260 (23)	3,973 (18)	—

表25 樺太の租税収入(その2)

(単位：千円，%，単位以下四捨五入)

年 度	昭和																			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
租 税	戸数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	營業種別	407	442	4	1	0	0	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
租 税	雑種地	6	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	宅地	8	9	9	9	9	9	10	10	10	10	10	10	10	11	11	11	12	12	26
租 税	所得	537	826	379	597	692	396	275	197	240	317	418	944	1,392	2,048	1,875	4,052	4,015	5,898	7,421
	營業	—	—	242	353	576	308	178	175	392	392	454	924	865	1,408	1,294	1,608	1,822	1,843	1,362
租 税	酒	—	—	872	979	849	579	549	618	889	1,036	1,093	1,213	1,473	1,746	1,647	2,024	2,283	2,876	12,120
	出港	146	118	1	0	0	1	0	0	0	1	9	1	58	231	255	563	1,454	48	4
租 税	物品	158	177	202	160	115	129	109	79	124	110	124	117	114	137	257	381	436	403	370
	その他	73	96	108	161	147	147	118	118	154	175	258	965	2,954	3,815	3,643	4,077	8,619	12,534	15,821
計	1,965	2,530	1,811	2,260	2,388	1,569	1,241	1,197	1,809	1,980	2,257	3,656	6,512	8,945	9,875	11,726	12,055	39,405	51,992	56,793
漁業料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
租税+漁業料	1,965	2,530	1,811	2,260	2,388	1,569	1,241	1,197	1,809	1,980	2,257	3,656	6,512	8,945	9,875	11,726	12,055	39,405	51,992	56,793
森林収入 (徴入総額に対する比率%)	10,943 (49)	9,530 (35)	11,929 (37)	10,422 (32)	9,591 (36)	8,465 (36)	8,005 (35)	11,602 (42)	21,661 (54)	15,210 (35)	19,068 (39)	22,569 (45)	22,874 (35)	43,236 (37)	43,497 (38)	53,371 (36)	49,602 (33)	33,345 (28)	29,083 (16)	39,456 (25)



参考：(1) 「その他」に含まれる主な税

〔単位：千円〕

年 度	昭 和 13	14	15	16	17	18	19	20
消 費 税	779	524	428	281	223	490	466	658
臨 時 行 為 税	1,425	2,263	1,582	1,307	2,602	2,035	2,672	2,432
入 場 税	11	21	46	106	384	509	1,075	1,219
遊 興 飲 食 税	—	241	799	1,484	4,072	7,643	9,274	6,340
計	2,215	3,049	2,855	3,178	7,281	10,677	13,487	10,649

(2) それ以外にも、各種の収入がある。

### 北海道関係略年表

年 号	西 暦	事 項	地：地租関係 出：出港税関係
嘉吉 三	一四四三	武田信広、北海道に渡る。	
長禄 元	一四五七	武田信広、蠣崎季繁の養子となり、上之国守護職となる。	
永正 一	一五一四	蠣崎光広、松前之守護職となり、大館を本拠とす。以後、大館で関税を徴収し、その過半を安東尋季に、年々送ることとする。	
天文 一	一五五〇	蠣崎季広、蝦夷地の首長と講和し、夷役を年々送ることとする。原和人地成立。	
天文 一八	一五九一	蠣崎慶広、豊臣秀吉と会見し、「狄之嶋主」の待遇を受ける。	
文禄 二	一五九三	蠣崎慶広及び盛広、豊臣秀吉より朱印状を得る。	
慶長 四	一五九九	蠣崎慶広、徳川家康に臣従し、姓を松前に改める。	
九	一六〇四	松前慶広、徳川家康より対アイヌ交易独占権を公認する黒印状を与えられる。	

元和	三	一六一七	このころ北海道はゴールド・ラッシュ。
寛永	七	一六三〇	沖ノ口番所がおかれる（「開拓使事業報告」による）。
	一〇	一六三三	このころ東在が確定される。
	一二	一六三五	鎖国令
			このころ商場知行制の原型ができあがる。
	一六	一六三九	このころより鷹場所設置。
	二〇	一六四三	このころ西在が確定される。
元禄	二	一六八九	露清両国ネルチンスク条約を締結。
	四	一六九一	松前藩、亀田奉行・松山奉行を設置。
	一〇	一六〇七	この頃商場知行制確立。
			ロシア、カムチャッカ半島を征服。コリヤーク族にヤサーク（毛皮税）を課す。以後千島列島を南下。
享保	一一	一六九八	露多布に場所開かれる。
	二	一七一七	この頃、場所請負制発生。蝦夷地産魚肥が関西市場に進出を始める。
	四	一七一九	松前藩和入地の鯨役増税。このころ和入地の諸役が大幅に設置されている。
	一六	一七三一	国後、択捉のアイヌ人、始めて松前に来る。
	二〇	一七三五	松前港に入る本州からの輸入品全部に「人御役」を課することを発令（それまでは入国人員への課税が主）したが、撤回される。
元文	二	一七三八	この頃までに請負場所制確立。
	四	一七三九	この頃、魚肥生産が本格化する。
	五	一七四〇	幕府、長崎俵物に蝦夷地の海産物を加え、幕命により中国輸向け昆布等を長崎に送り始める。
宝暦	四	一七五四	国後島に場所が開設される。
	五	一七六八	ロシア、択捉島のアイヌにヤサークを課す。

年号	西暦	事項
明和 八	一七七一	択捉島のアイヌ、ロシア人を追い払う。
安永 三	一七七四	飛騨屋、厚岸・霧多布・国後場所の請負権を得る。
四	一七七五	飛騨屋の商船、アイヌに襲われる。
七	一七七八	ヤクソック商人、納沙布に来、通商を求めたが翌年拒否される。
八	一七七九	茅部漁民、蝦夷地出稼料免除などを願う亀田奉行に強訴。
天明 三	一七八三	「赤蝦夷風説考」(工藤新平)
四	一七八四	松平伊豆守、蝦夷地探検を計画、田沼老中に具申。
五	一七八五	東西蝦夷地に、幕府として始めての調査隊を派遣。
六	一七八六	幕府、御試交易を行う。後、蝦夷地探検中止命令。
七	一七八七	「蝦夷拾遺」(佐藤玄六郎行信)
八頃	一七八八頃	仏人ベルーズ、オホーツク海に入る。
寛政 元	一七八九	沖ノロ口銭が制度化される。(売買された荷の二分を徴収)
二	一七九〇	松平定信老中首座。
三	一七九一	追鯨(西在小漁民の西蝦夷地出漁)が盛んになる。出漁には江差奉行の許可と役金納入が必要。場所請負人は、出漁者に自己の場所海面での鯨漁承認の代償として漁獲の二割の役鯨を徴収する(二八取り)
		国後・目梨でアイヌ人蜂起。松前藩、西在漁民の願いにより大網使用を禁止する。
		八月 松前藩は飛騨屋の全場所を没収。
		樺太に場所が及ぶ。
		幕府は厚岸以東と宗谷に最上徳内らを遣し御救交易を翌年にかけて行う。

寛政	享和	文化	元	三	四	五	八	九	一〇	一一							
一七九二	一七九二	一八〇四	一八〇四	一八〇六	一八〇七	一八〇八	一八一〇	一八一〇	一八一三	一八一四							
ロシア使節ラックスマン、対日通商を求め根室に来航。翌年拒否される。	夏、高田屋嘉兵衛の持船、箱館に入港。	英人プロトン、虬田に上陸、翌年また絵柄に来る。	幕府、蝦夷地に一八〇人へのぼる調査隊を派遣する。蝦夷取締御用掛が置かれる。	幕府は、東蝦夷地と東在を仮直轄し、箱館を拠点とする。津軽、南部両藩にその警備を命じる。直捌制をしく(東蝦夷地との交流は箱館奉行、西蝦夷地との流通は松前藩により、総括)和人定住者が増加した箱館六カ場所を村並とし、関所を山越内に北上させる。	幕府、東蝦夷地、東在を永久上知とする。松前藩は武蔵国に五千石を与えられる。	二月 御用掛を蝦夷奉行(五月に箱館奉行)と改称。	ロシア使節レザノフ、通商を求め長崎に来航。翌年拒否される。	九月ロシア兵、カラフトを襲撃する。	一二月「オロシア船と見請候はば、嚴重に打払うべき」旨、全大名に達する。	三月 西蝦夷地、西在を収公。これにより幕府は全道及び樺太を直轄。松前藩を陸奥国梁川に転封(九千石)	三月 高田屋は蝦夷地回米の任につき、択捉場所はそのまま嘉兵衛に任ず。	四月 ロシア兵択捉島を襲う。	一〇月 箱館奉行(松前奉行)、福山に移る。	会津藩に樺太、仙台藩に国後、択捉などの警備を命じる。	ロシア軍艦艦長ゴローニン、国後島で警備兵に捕らえられ、松前で拘禁。	高田屋嘉兵衛、ロシアの捕虜となる。	高田屋嘉兵衛・ゴローニン釈放、幕府直捌制を中止。

年号	西曆	事項
文政元	一八一八	<p>最初の沖ノ口口銭の条文あり。</p> <p>一二月 松前藩に復領</p> <p>「其方儀彼地草創之家柄、數百年之所領ニ候得、如前之可被返下」</p> <p>……違書は「松前蝦夷地一円」が松前藩領と明記する。</p> <p>松前藩は一〇〇石<sub>二</sub>二〇兩の換算で、半分は米、半分は貨幣で支給する擬制的石高制を導入。</p> <p>このころ場所請負制を入札制とする。</p> <p>高田屋、ロシアとの密貿易の嫌疑で家財没収所払となる。</p> <p>追鯨、増毛に及ぶ。</p> <p>幕府、松前藩に新城建設を命じる。</p> <p>七月 プチャーチン、通商と国境画定を求めて長崎に来る。</p> <p>一二月 日米和親条約——箱館、下田を補給港とする。</p> <p>一二月 箱館奉行を再置し、箱館地方を直轄。</p> <p>一二月 松前城竣工。</p> <p>二月 幕府、松前藩領を除き東在木古内以東、西在乙部以北の地を収公、箱館奉行に支配を命じる。</p> <p>松前藩には梁川、東根の三万石を与える。</p> <p>三月 仙台、津軽、南部、秋田四藩に蝦夷地警備を命じる。</p> <p>春 乙部から熊石までの漁民が島小牧場所から古平場所までの大網を切断したので、藩は改めて大網を禁止する。(大網騒動)</p> <p>瀬田内場所から厚田場所までの請負人一同からの大網使用公認の申出に対し、箱館奉行は、西在漁民救済のため、大網一統宛三兩の冥加金徴収を条件に許可。</p> <p>出稼和人をより多く蝦夷地に招来するため旅人役を廃止する。</p>
四	一八二一	
三	一八五六	
二	一八五五	
天保二	一八三一	
嘉永二	一八四〇	
嘉永六	一八四九	
安政元	一八五三	
四	一八五四	
四	一八五七	

安政	五	一八五八	出稼和人を耕作者として、蝦夷地へ定住させるため、越年役を免除しその地で人別帳を作成。 アメリカなどと通商条約を結ぶ。箱館など外国貿易港となること(翌年開港)。 仙台、津軽、南部、秋田及び庄内、会津の六藩に蝦夷地を分知し、周辺の幕領をあわせて警備させ た(幕府直轄地縮小) ↓「沖ノ口役」を納めぬ直胤が、各藩の分領と本領との間で発生。 桜田門外の変。
万延	六	一八五九	箱館奉行蝦夷地と和人との関所を廃止し、往来を自由にする。
文久	元	一八六〇	準和人地を意味する「村並」(これとともに場所請負廃止)は長万部まで北上。
元治	元	一八六一	六月 山越内関所和人勝手次第通行となる。
慶応	元	一八六四	「村並」小樽内まで進む。
		一八六五	五月 幕府の長州再征。
	三	一八六七	東在一帯に「検地並びに地引網取調」を触れる。
		一八六八	一〇月 幕府大政奉還
		一八六八	一二月 王政復古の号令
	四	一八六八	戊辰戦争の過程で奥羽諸藩は蝦夷地より撤退
			三月 五箇条の御誓文発布
			四月 箱館裁判所設置を決定
			閏四月二四日 箱館裁判所を箱館府と改称
			五月一日 箱館裁判所五稜郭に開庁
			七月一七日 箱館府開設を一般に公示
			八月六日 税法、一両年は旧慣による旨布告〔地〕
			一〇月 松前藩、館藩に改称
			一〇月 幕府脱走軍、五稜郭占領。
明治	二	一八六九	九月 〔函館外三箇所に於て船運上ヲ取り立ツ〕。松前藩における西蝦夷地船運上の取立が禁止さ

年号	西曆	事項
明治二	一八六九	<p>れる。</p> <p>一二月 「船税税率制定ノ件」</p> <p>「函館、幌泉、寿都、手宮、海関所規則」</p> <p>一月 松前港にも海関所を開く。</p> <p>「漁獵税の件」——当分の内、漁獵税五分一現品にて相納むべし。</p> <p>二月 函館支庁達「開拓使函館支庁海産物收税方」</p> <p>二月 開拓使より樺太開拓使を分離。</p> <p>四月 「開拓使歩役規則」</p> <p>根室支庁管下従来収むる運上金を廢し歩役を収納する。</p> <p>四月一日 「開拓使諸税収入方」布達「従前ノ通諸税御取立相成候」</p> <p>六月 神田孝平「田租改革建議」〔地〕</p> <p>七月 根室国では、海産税は諸費一二・五%を控除し一〇月限り徴収する。</p> <p>閏一〇月 「開拓使船税徴収方」</p> <p>一二月 「東地御親料規則」布達</p> <p>……移住民取獲産物税則ヲ定メ現品ヲ以テ收税ス。</p> <p>……移任者が新たに開墾する場合、資金を下賜するとともに七年間免租（但、漁業のみを目的として開拓する場合を除く）</p> <p>一二月 「福山・江差両港輸出入処諸品並諸品税ヲ館藩ニ徴シ本使管徴ヲ止ム」</p> <p>海関所規則を改正〔出〕</p> <p>一二月 滞在役↓廢止、石役・面役・帆形役↓港役</p>
三	一八七〇	

明治	三	一八七〇
四	一八七二	<p>輸入……代価の六割につき一・五%〇・九%を徴収          輸出……代価の六割につき〇・六%〇・二四%を徴収</p> <p>二月 石狩国札幌郡に限り、鮭鱒等漁業税を免じ郡外に輸出を禁ず。</p> <p>三月 「松前、江差港輸出入の物品その管轄に関わらず及び寿部手宮等の点検を経ずして両港に入る者は両港査し、その税金は開拓使に通納せしむ。館藩は徴収のための出先機関となる。</p> <p>三月 (根室国) 野付郡の税則を定め函館場所立相場を以て一〇月限り全納とする。</p> <p>五月 開拓使本庁札幌に移る。</p> <p>七月一四日 廃藩置県——館藩は館県となる。</p> <p>七月二四日 廃藩置県により租税一般の法則にすべきも当年は旧慣による旨の布告〔地〕</p> <p>八月 分類支配廃止——開拓使による北海道の統一支配。樺太開拓使を吸収。</p> <p>八月 「船税規則」公布。</p> <p>八月二八日 穢多非人の称廃止につきこれらの所有地にも地租賦課の布告〔地〕</p> <p>九月九日 館県、弘前県に併合される。</p> <p>九月二七日 弘前県は青森に県庁を移し青森県となり、出張所を福山におく。</p> <p>一〇月八日 旧来由緒による郷土百姓町人の地子免除廃止〔地〕</p> <p>四年末〜五年始 新規漁場持の任命あり。</p> <p>一二月 壬申より三年間外国貿易を除くのほか、海關輸出・輸入の税を免じ港役及び船税のみを徴収する。</p>
五	一八七二	<p>一月 増毛・留萌・苫前・天塩・枝幸・宗谷・礼尻・礼文及び天売・焼尻に海産税則を定む。</p> <p>増毛・留萌・苫前及び属島新開漁場……三年間五%</p> <p>天塩・枝幸……三年間免税</p> <p>一月 釧路国、千島国、根室国標津・目梨郡、北見国斜里・網走・常呂・紋別郡、税則を設ける。</p> <p>標津・目梨郡・釧路国・千島国……函館港場所立相場で金納</p>



年号	西暦	事項
明治五	一八七二	<p>斜里・常呂・網走・紋別……松前港場所立相場場で金納 北見国・千島国の新開漁場は本年より三年間免税 大蔵省より東京府に対し地券発行地租納規則を達〔地〕</p> <p>一月 海関所規則改正〔出〕</p> <p>二月 開拓地収税規則</p> <p>四月 ……地税（三段階の比例税率）以外に課税せず。物納可 他に税則が定まっている場合は除く。免租の例多し〔地〕</p> <p>七月 根室国花咲・野付郡の海産税につき一二・五%の控除をすることをやめる。</p> <p>七月四日 地券を全国一般に発行する旨大蔵省達〔地〕</p> <p>九月二〇日 旧館県管地が開拓使に管轄替えとなる。 海産税一割の徴収を布令</p> <p>九月 布告「地所規則」布達〔地〕 ……居者は七年間、漁浜昆布場五年間免税 従来の貸下地は私有地とする。</p> <p>九月 各郡に出張所を置く。</p> <p>一〇月 太政官布告三〇四号「北海道土地売貸規則」公布〔地〕 ……低価格売下除租等の方法を定める。</p> <p>十一月二八日 徴兵告諭〔地〕</p> <p>一月 「港内取締規則」（太政官布告八号） ……碇泊税を徴収し港役を廢止す〔出〕</p> <p>一月一〇日 徴兵令〔地〕</p>
明治六	一八七三	

明治	六	一八七三
八	一八七五	<p>三月 松山・福島・津軽・爾志四郡の漁税を十分の一とする。</p> <p>四～六月 「松山騒動」</p> <p>五月 松山・福島・津軽・爾志四郡の漁税を三分金納とする。</p> <p>五月 各郡において収税するのを止め、天塩国は留萌支庁で、北見国は宗谷出張所で各々収税。</p> <p>七月二八日 太政官布告二七二号「地租改正條例」北海道には適用なし。</p> <p>七月 北見国四郡海産物一割のところ、七年より三年間見通石数を定め松前立相場により納税</p> <p>七月 函館支庁達「函館支庁海産税額ヲ改ム」一割に戻す。</p> <p>一二月 開拓使に直屬軍創設Ⅱ屯田兵設置Ⅱを太政官決定（実施は七年一〇月）</p> <p>三月 根室支庁布達</p> <p>……漁場並昆布場自費新開の分はその年より二年間現品税を免除する。</p> <p>六月 開拓使本庁達「港内取締規則」</p> <p>一〇月 根室支庁達 根室・花咲の二郡 出産物現品上納を許す。</p> <p>一〇月 開拓使根室支庁漁業税延納者処分方</p> <p>十一月 「国内回漕規則」——函館本庁は八年四月実施</p> <p>十二月 開拓使布達四号 漁場ならびに昆布場自費新開の分はその年より五カ年間免税</p> <p>二月 「北海道諸産物出港税則並各港船改所規則」公布〔出〕</p> <p>……諸産物鋳属及穀物麻卵紙生糸器具を除くのほか、各府県下に向い出港するとき出港税として原価の四%を徴す（四月施行）</p> <p>二月 「北海道諸産物出港税収入取締方」</p> <p>二月 開拓使達〔出〕「北海道産物出港税ノ儀ハ管下道路堤防ノ修架又ハ賑貸給與等専ラ人民興益ノ用ニ充ツベシ」</p> <p>二月 「外国形日本船輸出入税未納内外貨物回漕規則」〔出〕</p> <p>二月 「回漕貨物取扱條例」</p>
七	一八七四	

年号	西暦	事項
明治八	一八七五	<p>三月 地租改正事務局設置</p> <p>五月 開拓使布達三号「山林荒蕪地払下規則」</p> <p>……家禄奉還資金受取者にして家産営業のため地所の払下を願せし場合の取扱い</p> <p>五月 日高国海産税につき定税を改め、出産高に応じ現品収税申付かつ昆布税の儀は本年より二割税とす。</p> <p>五月 第四号達</p> <p>……北海道諸税科目八年分ヨリ別記ノ通相定ム但出港税処へ従前ノ通</p> <p>……国税科目に「海産税」あり。ただし、出港税は国税とは別科目</p> <p>五月 樺太千島交換条約</p> <p>八月 開拓使本庁会計局達「開拓使租税勘定帳様式」</p> <p>十一月 郡出張所、郡分所と改称</p> <p>一二月 港湾碇泊税、当分停止（布告は十一月）</p> <p>三月 海産税は一部を廃止すれば他の漁税にも影響するとして従前により収納することを認めらる。</p> <p>九月 「開拓使海産別検査並収税規則」（案）</p> <p>九月 大蔵省出納条例</p> <p>九月 漁場持廃止「地」</p> <p>一二月二八日 太政官布告一六一号「地」</p> <p>……北海道地租は当分「地価百分の一」とし一〇年分より適用。</p> <p>一月四日 地租軽減・歳出節減の詔、減租の布告</p> <p>二月～九月 西南戦争</p>
明治一〇	一八七七	<p>九月 一八七六</p>

四月 開拓使本庁布達「開拓使開産物売買輸出方」

五月 北見国税則を改め、一般現品を課税し且收穫品を検査し税品徴収を了らざれば輸出を許さず。

五月 開拓使「北海道諸税科目八年分ヨリ別記ノ通相定 但出港税処分ハ従前ノ通」

八月 開拓使根室支庁達

「千島国国後郡昆布税額」

「花咲郡収穫昆布検査心得規則」

八月 「北海道諸産物出港税則」改正（九月より施行）〔出〕酒も非課税

九月 開拓使達「開拓使出港税則等取締手続」〔出〕

九月 「十勝国海産税規則」

一二月 開拓使達一五号「北海道地券発行条例」〔地〕

……人民をして土地を所有せしめ地券を發し地租を課すべきものとす。「漁浜昆布場」を

「海産干場」と改称。

一二月 開拓使布達乙二五号「地所ノ区分制限及地券申請証印税收納等ニ關スル条項」……地所を

宅地・耕地・海産干場・山林・牧場と区分

一月 開拓使根室支庁拾昆布煎海風布海苔に税を課す。

三月 「西洋形汽船出港税徴収方」汽船をもって回漕する場合予め船改所に掲示する原価に従い受

け取るべき地で税を納付することを認める。〔出〕

三月 「開拓使函館支庁管内海産物収税方改正」

四月 「開拓使函館支庁海産物税則改正」

函館管内の海産物の内無税並びに定税金納があつたところ、税則を定め現品課税とする。

四月 「開拓使管内海産物税則」

五月開拓使 布達甲四号 漁場昆布場自費新開の分実地精査の上除税年限を二〜五年さらに延長

六月 開拓使本庁達丙一六号「海産物検査例」

年号	西曆	事項
明治一一	一八七八	<p>七月 開拓使布達乙二二号「開拓使海産物通脱者処分方」</p> <p>一〇月 函館管内で諸海産物無税の各郡にも本庁より課税</p> <p>一〇月 郡区町村編成法（一七号布告）区長、戸長をおく。</p> <p>一二月 「国税金額領収順序」……北海道には収税委員出張所を置かず。</p> <p>二月 開拓使本庁布達甲九号</p> <p>……海産物の内、現品定税あるいは金納税の場合、免許鑑札を受けずに捕獲するものは処罰する。</p> <p>四月 開拓使根室支庁達丙二〇号「海産物検査収税順序」</p> <p>五月 （根室支庁管内）拾い漁業より製出する有税海産物にも同一の税を課す。</p> <p>五月 函館支庁布達「開拓使函館支庁管内鮮ニ税ヲ課ス」</p> <p>五月 開拓使布達乙二二号人民に貸付けてきた海産干場を無償付与。</p> <p>七月 郡区町村編成法</p> <p>九月 「開拓使札幌外四郡内生鮮売買検査手続」</p> <p>一一月 開拓使本庁布達四九号</p> <p>……鮭鱒等河川において漁獲するもの海産税の対象となる。</p> <p>一月 太政官、北海道地租の「徴収期限は收穫の期節に応じ全道一般地租は翌年五月三十一日を以て納期としその間において適宜に収入せん」旨認む。</p> <p>一月 大蔵省達乙七号</p> <p>……予算表式に「北海道物産税」計上</p> <p>三月 開拓使本庁布達甲二六号「生鮮輸出版売者、税金収納方」</p> <p>……納税以前売買輸出のものは、その時々租税課派員へ届出て検査を受くべし。</p>
一一三	一八八〇	

明治一三	一八八〇	五月 開拓使札幌本庁布達「小樽外十一郡海産物検査例」 九月 (根室支庁管内) 海産物の産地において生魚をもって販売する者は現品税割をもってその販売代価の一・一・五%を徴収する。 一月 開拓使根室支庁生鮮税則 二月 開拓使札幌本庁達「生鮮輸送販売者ノ税金収納方」 四月 函館支庁二九号布達「水産物検査并収税例則」 四月 開拓使根室支庁達丙一九号 海産物検査収税順序一部改正 六月三〇日 地租改正事務局閉鎖(地) 二月八日 開拓使が廃止され、函館・札幌・根室の三県が置かれる。これに伴い、屯田兵は陸軍省の管下となる。
一四	一八八一	六月 大蔵省庶四〇九号達「北海道物産税納付順序」 六月 「北海道三県地方税目」 六月 根室県達乙三一・三二号「海産物検査及収税順序」 一月二九日 農商務省内に北海道事業管理局が置かれる(三県一局制) 二月 函館に租税局出張所を置く(一七年五月) 三月 根室県達乙三一号「海産物検査収税順序」 四月 「船税規則」布告一三号 五月 大蔵省乾二〇三号 ……「北海道物産税納付順序」
一五	一八八二	五月 札幌県達「物産税徴収並送納事務取扱例規」 九月 函館県布達「物産税検査徴収例規」 二月 布告「北海道拾昆布帆立身税を徴す」
一六	一八八三	
一七	一八八四	

年 号	西 曆	事 項
明治一七	一八八四	<p>三月一五日 「地租條例」公布</p> <p>四月 根室県甲二一號「物産税徴収規則」</p> <p>四月 根室県丁一九號「物産税検査徴収順序」</p> <p>五月 太政官布告一二號</p> <p>……自今北海道に於いて有税水産物を収獲せんとするものは管轄官庁の許可を受くべく、違 うものは蔽罰</p> <p>五月 根室県達甲三六號「物産税徴収規則一部改正」</p> <p>七月 根室県達三一號「物産税品充捌手続」</p> <p>一月 太政官布告三三號 有税水産物を収獲するものの外水産品を有税品に製造するものは亦出願許 可を受くべし</p> <p>三月 「開拓使収支統計」租税科目に「北海道物産税」計上。別途「出港税」が「地方税」と別に 計上されている。</p> <p>八月 函館県達 函館県物産徴収上入目砂引等の呼称を廢す。</p> <p>一月 北海道庁成立</p> <p>一月 根室県布達甲四號 物産税徴収規則一部改正</p> <p>三月 大蔵省「北海道物産税徴収手続」</p> <p>六月 閣令「北海道土地払下規則」北海道辻地売賃規則廢止及び官有土地の払下に関する規定を整 備〔地〕</p> <p>七月 北海道庁達巳七一號「北海道物産税収納順序」全道統一の規定</p> <p>八月 登記法公布（法律一號）</p> <p>三月 「所得税法」</p>
二〇	一八八七	

明治二〇	一八八七	三月 「北海道諸産物出港税則並各港船改所規則」が廃止（勅令六号）〔出〕。「北海道水産税則」制定
二二	一八八八	四月 大蔵省令六号「北海道水産税則施行細則」納期及納税割合を二に区分。
二二	一八八八	五月 大蔵省令四号 北海道水産税則施行細則改正
二二	一八八九	六月 法律一八号 有租地及年租地につき免租期間を改正 北海道開墾地として明治二年以降有租地となつた田畑・郡村宅地について二年より三年まで地租及地方税を免除する。現に開墾年期中のものは満期より一〇年免除
二三	一八九〇	六月 閣令二〇号 払下地の免租期間を改正〔地〕 一〇月 北海道地租の納期全道統一となる。
二三	一八九〇	二月 法律一号「北海道水産税則」一部改正
二三	一八九〇	九月 「屯田兵土地給与規則」（法律七九号）屯田兵に一定の土地を給与し服務中及び満期の年より一〇年間免税
二四	一八九一	一〇月 大蔵省令二五号 北海道水産税則施行細則改正〔地〕 一〇月 大蔵省令一二号
二五	一八九二	三月 大蔵省令四号 北海道水産税則施行細則改正
二九	一八九六	六月 北海道庁訓令四六号 地租の増減土地の交換開墾及荒地その他制裁に関するものの外、地租条例に準拠して土地を整理すべし。〔地〕 六月 大蔵省令六号「北海道水産税則施行細則」大改正 一月 大蔵省令一号 奥尻組合に関する特例 三月 法律三三号 船税を廃止し、地方税とする。〔出〕 九月 大蔵省令一一号 奥尻水産営業人組合に関する特例を全道の組合に拡大 一〇月 「税務管理局官制」



年号	西暦	事項
明治三〇	一八九七	四月 北海道にも税務署設置
三一	一八九八	五月 北海道区制・一級町村制・二級町村制公布（勅令一五八〜一六〇号） 三月 「北海道国有未開地處分法」〔地〕 ……本法により売払付与交換したる土地は民有となった年の翌年より二〇年間免税 屯田兵村設置をやめる。〔地〕
三二	一八九九	三月 法律二七号「北海道旧土人保護法」 ……一定の土地を給与し開墾地地租をその間課さない。
三三	一九〇〇	一〇月 北海道区制実施
三四	一九〇一	七月 北海道一級町村制実施 三月 法律三号「北海道地方費法」四月より北海道水産税を廃止、地方税移管。
三五	一九〇二	四月 北海道二級町村制実施 一〇月 税務監督局設置
三七	一九〇四	四月 非常特別税法による増税〔地〕 九月 勅令二〇二号 屯田兵の制度を廃止〔地〕
三八	一九〇五	八月 樺太に民政署開庁
三九	一九〇六	四月 法律四一号 屯田兵土地給与規則を廃止〔地〕
四〇	一九〇七	四月 法律三三号 地租法、北海道にも全部施行される。〔地〕 三月 「樺太庁官制」
四三	一九一〇	三月 法律二号 北海道の宅地二・五％（四四年から）、田畑三・四％その他四％。北海道の宅地、内地並の税率となる。
四四	一九一一	四月 勅令九二号 北海道・沖繩県・鹿児島県大島郡に特別の納期を定める。〔地〕

大正	四~五	一九一六 一九一七 一九一八 一九一九	全道の地価整齊事業を行う。〔地〕 六月 樺太長官陸軍将官併任を解く。 八月 「樺太酒類出港税法」 北海道庁令三〇号 水産税は外形基準による課税となる。 北海道の地租の税率すべて内地並となる。〔地〕 漁業税が廃止され、漁業権税にかわる。(昭和二十七年まで存続) 税務監督局は財務局となる。〔地〕 樺太を内地に編入する。 樺太及び南千島、ソ連に占領さる。 地租が地方税となる。〔地〕 財務局より国税局独立。 地租が固定資産税にかわる。〔地〕
昭和	一 六 一五 一六 一八 二〇 二二 二四 二五	一九二二 一九三一 一九四〇 一九四一 一九四三 一九四五 一九四七 一九四九 一九五〇	

出典：「法規分類大全」(複製版) 第三八卷 「明治財政史」第五卷・第六卷、「明治大正財政史」第六卷、菊地勇夫「幕藩体制と蝦夷地」(雄山閣) 海保領夫「近世の北海道」(教育社) 南鉄藏「改訂北海道総合経済史」(国書刊行会) 「国税北海道七〇年の歩み」(札幌国税局) 条約局第三課「外地法令制度の概要」

## 〔補遺〕 樺太の租税制度

## (一) 総説

(1) 樺太は、松前藩時代には蝦夷地の一部（北蝦夷地）であり、松前藩により樺太との交易が占有されている。そして、寛政二年（一七九〇）には場所が開かれ、藩主直支配の場所として重要視されていた。<sup>(1)</sup> 北蝦夷地の請負場所からの運上金は、文政年間には千六十両に達している。

文化四年から文政四年の間及び安政二年以後のカラフトは、幕府の直轄であった。慶応四年には箱館裁判所（まもなく箱館府と改称された後、明治二年七月には開拓使に吸収される。）の官吏が、樺太の楠樵に駐在するようになる。明治二年八月、蝦夷地を北海道とあらため一カ国八六郡を置いたが、北蝦夷地と呼ばれていたカラフトは、別に樺太と公称されることとなった。樺太は原則として開拓使の管轄であるが、明治三年二月から四年八月までは樺太開拓使が別に置かれている。したがって、この時期の租税制度は、北海道のそれと類似している面がある。

ロシアのシベリア進出以来、樺太における日露両国民雑居の状態は長く続いてきた。ようやく、明治八年五月に樺太千島交換条約が締結され日露国境が確定した。これに伴い、樺太は、いったん、日本の領土でなくなったのである。<sup>(2)</sup> 南樺太が、ポーツマス条約によって日本領に復帰したのに伴ない、明治四十年に樺太庁が開設された。樺太は、七支庁二出張所、ついで一市八支庁にわけられ、北海道に準じた町村制度が施行されたが、その自主度は弱かった。<sup>(3)</sup> 昭和一八年四月樺太は内地に編入され内地と一体化されたが、第二次世界大戦後にソ連に占領されている。

明治三八年七月樺太再進出当初、樺太における諸般の経費は、日露戦役に関する臨時軍事特別会計により支出された。日露戦役終結後の明治四十年三月二十日法律第十八号をもって樺太庁特別会計法が公布され、以後、樺太庁の会計は、その歳入及一般会計よりの補充金を以てその歳出に充つることとなった。<sup>(4)</sup>

それは、北海道が国の会計の一部でありながら、地方税とまかなう部分と一体となって運用されるのと異なり、独立性が明確であった。また、北海道以上に、管下の市町村の財政基盤が脆弱で、自治体としての固有任務を遂行するうえに必要な経費をまかなう能力が備わっていないばかりか、自治体業務の主要部分を樺太庁が代行していた。<sup>(5)</sup>

樺太には一般会計からの補充金が明治四十年から昭和九年まで支出されているが、補充金に対する依存度は低かった。補充金が三百十万円と最高額を受け入れた昭和四年度でも、それ以上の歳入余剰金があった。<sup>(6)</sup> 樺太の財政が森林収入を主軸としていたためであるが、北海道が長期間にわたり中央からの資金導入及び税制整備に心がけると正反対である。大正初期まで、漁業料及漁業税が樺太の最大財源であった。

(3) 新領土となった地域、すなわち、いわゆる外地に対する統治の基礎法について、大日本帝国憲法下では何ら成文法が設けられなかった。そこで、大日本帝国憲法の定める通常の立法手続で定立される法域とは別に、新領域の特殊事情によく適合するような法律を施行しうる体制が定められることとなった。<sup>(7)</sup> ここでは、外地には内地の法律は原則として施行されず、法律中のあるものある外地への施行を必要とするときは、法律上一定の方式に従ってその法律に従って特定の外地に施行されるものであることを明らかにするものとされていた。租税制度についても当然同じ原理が適用された。

樺太は当然外地であり、明治四十年四月一日法律第二五号が、樺太に関する法律制度の基本となった。樺太におい

て、法律を要する事項で施行すべき法律がないか又は勅令をもって法律を施行することが困難である場合、樺太庁長官には法律にかわるべき命令を制定する権限がなく、必らず新たな法律の制定が必要である。<sup>(8)</sup>

租税についても、同一税種が内地にない場合、また同一税種がある場合でも課税標準や税率等が内地法と異なる場合には、その法律を施行することはできない。それゆえに、樺太ニ於ケル租税ニ関スル法律（明治四〇年法律第二一号）や樺太酒類出港税法（大正元年法律第一号）等が制定された。このほか、樺太ニ於ケル租税ニ関スル法律の委任に基き勅令で樺太所得税等の諸法令が、また閣令（のち拓務省令）として「樺太ニ於ケル租税ノ種類及課率」が制定されている。

(4) 「樺太ニ於ケル租税ニ関スル法律」（明治四十年法律第二一号）により、樺太において次の租税が賦課徴収されている。

市街地宅地税、所得税、営業収益税、酒造税、漁業税、臨時利得税、相続税、資本利子税、外貨債特別税、法人資本税、北支事件特別税、利益配当税、公債及社債利子税、通行税、入場税、特別入場税、物品税、建築税、遊興飲食税、特別法人税、馬券税、広告税、特別行為税

明治四十年当時の税は、戸数割・営業税・雑種税のみで、その後、創設ないし廃止されたものが多い。<sup>(9)</sup>

樺太の租税収入の推移は表25のとおりであり、当初は漁業税（漁業権）がトップを占め、その後は、長期にわたって営業税がトップを占めている。所得税がトップを占めた期間は短かった。

内地にあり樺太に設けられなかったものとしては、有価証券移転税がある。狩猟免許税に代わるものとして、狩猟免許料が徴収されている。<sup>(10)</sup>

反対に、樺太には地租が施行されていなかったが、市街地宅地のみ課税される市街地宅地税があった。市街地宅地税は、大正十年法律七号を以て同年四月以降創設されたものであるが（大正十年樺太庁令三十号参照）、地価（官有地の払下価格）を課税標準とし、一級及二級の二本立の税率から成っている。市街地宅地税は、町村をして徴収せしめたが、<sup>(11)</sup> 税収は少かった。

(5) 昭和十七年十一月拓務省の廃止と同時に樺太は内務省の所管に移り、昭和一八年四月一日に内地行政に編入された。

その際、「税制については急激な負担を来さないよう漸進的に内地行政との統合を図ること」（「樺太内地編入に伴ふ行財政措置要綱」措置5）とされたが、<sup>(12)</sup> 所得税にとって影響は大きかった。樺太の所得税は、大正九年七月三十一日公布の所得税法が原型であり、最後まで昭和十五年の所得税大改正が導入されなかった（樺太だけでなく、各外地とも同様である）。すなわち、三種所得税からなる構成が維持され、法人税が独立せず、分類及総合所得税から成る構成が採用されなかった。<sup>(13)</sup>

本州に存在しない漁業税及樺太酒類出港税については、項を改める。

## (二) 漁業税

漁業税は、明治四十年三月勅令九六号「樺太漁業令」が制定されたとき、免許料として漁業料を徴収したのに始まる。漁業料は、大正四～五年頃までは樺太の最大財源であり、明治四二年度には全歳入の四二%を占めていた。そして、大正元年度でも全歳入の二八%を占めていた。<sup>(14)</sup>

大正十二年法律第二一号をもって、漁業料は漁業税として樺太における租税の種目に追加されることになる。大正十二年閣令二号は、免許漁業の定置漁業権者に対し、一漁業権につき百円ならびに生産価格（二年平均）の五％を課している。<sup>(15)</sup> 大正十四年閣令四号は、漁業権に対する漁業税を、一漁業権につき五十円とする。<sup>(16)</sup> 昭和二年分からは、免許漁業中の区画漁業及専用漁業が次表の区分で課税され、しかも課税標準の生産価格を二年平均の漁獲価額とした。

漁業区分	一漁業権につき	
専用漁業	組合員の漁獲総価額につき	
定置漁業	二・五%	
区画漁業	三〇円	五・〇%

この漁業税は、大正十一年及昭和二年の北海道庁令による水産税に類似し、さらに簡単にしたように思われる。他方漁業税となつてからは逆に、歳入に占める地位は低下した。

(三) 樺太酒類出港税

樺太では、明治四十年内務省令十二号により、営業税の一種として酒類醸造業者に対する課税が行われていた。単独の酒造税が課されるようになったのは、大正十年法律七号により、樺太における租税の種目として酒造税が追加されてからである。このときは、清酒・濁酒・白酒・味噌・焼酎・麦酒・酒精及酒精含有飲料の製造者に酒造税が課せられている。

したがって、大正十年前には酒造税がかからないことになるが、当時主要農産物である酒類の製造が増加してきた

のに、対処の方法がなく、また、内地産の酒類とも不公平であった。そこで大正元年法律一号でもって、樺太酒類出港税法が制定された。この法律では、焼酎（酒造税法上の焼酎に同じ。）及酒精・酒精含有飲料（酒精及酒精含有飲料税法が適用されるもの。）を、帝国内の他の地に移出するときに、内地の造石税も同一の税率により出港税を課した。後に酒造税法等が樺太に適用されるが、樺太酒類出港税法は残された（課税要件に微妙な差がある。）ものの税収は少なかった。

この税は、北海道諸産物出港税とは異なり、酒税（造石税）の補完税であり、沖縄県酒類出港税と同性格のものである。ただし、樺太酒類出港税は樺太庁支庁が徴収し特別会計に入るのに対し、沖縄県酒類出港税は全国一般会計に入っている。

#### (四) おわりに

樺太で制定された租税は、経済や社会情勢を反映し、施行月日が遅れたり、内地の法と内容を異にするのが多い。樺太の社会経済情勢を反映しているとともに、北海道の租税行政を追いかけているようでもある。

樺太税制について、法文の念査、決算、運用実績等を具体的に検討すれば、松前藩との連りがうすいだけに、租税国家の発展史の研究に資することになろう。しかし、資料の散逸が惜しい。

#### (五) 注

- (1) 「海保一」、八九頁。「南一」六四頁・一四二頁。
- (2) 明治八年までのカラフトの歴史については、「明治大正財政史」十九卷九五五〜九五八頁。「明治官制辞典」一二七頁。



- 「海保Ⅰ」。「歴史Ⅰ」。「歴史Ⅱ」。
- (3) 「歴史Ⅰ」、二二八頁。
- (4) 「明治大正財政史」十九卷九六〇～九六一頁。
- (5) 「昭和財政史」十六卷一八八頁。
- (6) 「昭和財政史」十六卷一八九～一九〇頁。
- (7) 条約局第三課「外地法令制度の概要」(「外地法制誌」第二部)。(以下、「外地法令制度」という。昭和三年、四頁。以下、全体として参考文献とした。
- (8) 「外地法令制度」一七五頁。
- (9) 「明治大正財政史」十九卷九六三～九六四頁。
- (10) 「昭和財政史」第十六卷二六五頁。
- (11) 「明治大正財政史」第十九卷一〇二〇～一〇二五頁。「昭和財政史」第十六卷二五九～二六三頁。
- (12) 「昭和財政史」第十六卷三四一～三四三頁。
- (13) 「昭和財政史」第十六卷二四四頁。
- (14) 「昭和財政史」第十六卷二六一頁。
- (15) 「明治大正財政史」第十九卷一〇七二～一〇七四頁。(イ)生産価額二千円以下なるとき及(ロ)樺太ニ於ケル漁業法施行規則第七条ノ二第一項第二号により免許したる漁業にあっては、免許の年より漁業時期三年を経過せざるときは、生産価額を課税標準とする漁業税は課税されない。大正十二年樺太庁令一三号第六條参照。
- (16) 「明治大正財政史」第十九卷一〇七四頁。

(平成二年六月三日。平成三年一月二七日補正)